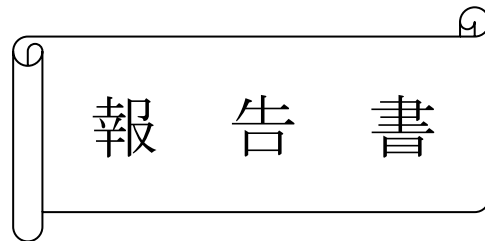


大崎上島町  
人権問題に関する住民意識調査



2017年3月

大崎上島町

## はじめに

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて、万人に共通した一人ひとりに与えられたかけがえのない尊いものです。

人はみな誰しものが、幸せに暮らしたいと思っています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。

1948年12月、国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は世界の平和と人類の幸福を願って、人間はだれでも、人間としての尊厳と価値が認められ、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならないことを表明したものです。

日本国憲法でも人権に関して世界人権宣言とほとんど同じ内容を定めています。

本町においても、長期総合計画において、人権の尊重は豊かで成熟したまちづくりの前提であるという考えの下、人権啓発のためのさまざまな施策を実施していますが、今もなお、障がい者、女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病（元）患者、性的マイノリティ、更生施設出所者、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害など取り組まなければならない課題は多く存在しています。

本調査は、町民の皆様の人権に関する意識を把握し、今後の人権施策推進のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

この結果を踏まえ、より一層の人権を尊重する意識の高揚が図ることができるよう効果的な教育・啓発活動を推進してまいりたいと考えています。

最後に、本調査の実施にあたり、ご協力いただきました町民の皆様並びに集計分析にご協力いただきました、社会理論・動態研究所の皆様にご心からお礼を申し上げます。

2017年3月

大崎上島町長 高田 幸典

## 目 次

I 調査と報告書について	2
1 調査について	2
2 報告書について	3
3 回答者について	4
II 人権問題に関する意識	6
1 人権問題の知識と認知	6
2 人権問題に関する意見と態度	9
3 人権侵害の経験	12
4 家族との人権問題の話題	14
5 人権啓発記事	17
III 同和問題に関する意識	22
1 同和問題の認知	22
2 自然解消論への意見	26
3 同和行政の評価	29
4 同和問題との関わり	32
5 結婚に関する態度	35
IV まとめ	40
1 人権問題に関する意識	40
2 同和問題に関する意識	41
3 結語	43
V 資料 1 単純集計表	45
資料 2 自由回答	55
付表 調査票	

人権の尊重が謳われながら、厳しい経済環境のもと格差が広がり、機会の平等が後退しています。大崎上島町も、この現実から逃れることはできません。旧 3 町が合併し、大崎上島町になって 10 年余、町は、人権尊重を行政の柱に掲げてきました。合併直後の 2007 年に、町民の人権意識に関する調査が行われました。この 10 年間に、町民の人権意識は変わったでしょうか。人権行政の効果はどうだったでしょうか。今、それを振り返るべき時期にきています。本調査は、このような目的のもとで行われました。調査の結果はどうだったでしょうか。本報告書は、調査の結果に基づいて、町民の人権意識の傾向を分析し、2007 年調査を比較しつつ、その特徴を報告するものです。この報告が、今後の人権行政に寄与するものであるなら、喜ばしいことです。

## I 調査と報告書について

### 1 調査について

まず、調査の経過について報告します。調査は、2016 年 8 月に大崎上島町民を対象に、郵送法によるアンケート調査として行われました。調査票の作成は、町役場が、2007 年の調査項目に揃え、それにいくつかの質問を加えて作成し、これに報告書の作成者らがアドバイスをを行いました。調査対象者は、選挙人名簿を台帳とし、つぎのような手続きを経て、無作為に抽出されました。

- (1) 調査対象者は、800 人と定められました。2016 年 6 月 21 日時点の大崎上島町の人口（18 歳以上）は 6,907 人でした。したがって、調査対象者の抽出比は 11.6%でした。
- (2) 調査対象者（800 人）を、3 つの居住地区（大崎、木江、東野）の人口比率に応じて配分しました。その結果、大崎地区 367 人、東野地区 236 人、木江地区 197 人の配分となりました。
- (3) 大崎地区・東野地区・木江地区に配分された調査対象者について、それぞれ性別で均等になるように配分されました。
- (4) さらに、居住地区ごとに各年齢層（18 歳～70 歳以上）で均等になるように 6 等分されました。その端数は、18～20 歳代に追加されました。
- (5) そのうえで、調査対象者が無作為に抽出されました。

調査の結果、318 票の調査票が回収されました。無効票はありませんでした。ただし、調査対象に指定された人でない人が回答した票が、13 票ありました（全回答者の 4.1%です）。集計ではこの調査票も有効とみなして、分析に含めました。有効回収率は 39.8%でした。これは、郵送法による回答率として評価できる数値であります。

調査データの集計、分析および報告書の作成は、特定非営利活動法人社会理論・動態研究所（社動研）が行いました。調査データの inputs は業者に委託され、その後の作業は下記の者が行いました。

青木秀男（社動研所長） 大倉祐二（松山大学人文学部准教授）

吉田 舞（社動研研究員）

## 2 報告書について

調査結果の集計と報告書の作成は、つぎのような方針のもとで行われました。

- (1) 調査結果の分析の柱を、つぎの 5 つに決めました。①回答者が人権問題・同和問題に関してどんな知識をもっているか（知識）、②それらの問題が現にあると認識しているか（認知）、③それらの問題に関してどんな意見をもっているか（意見）、④それらの問題に関してどんな態度をとっているか（態度）、⑤人権侵害の経験をもっているか、また人権問題に関してどんな行動をとってきたか（経験）。
- (2) 報告書の記述は、まず、各質問項目にみる傾向を分析し（単純集計）、つぎに上記の柱に沿って、回答者の人権問題に関する知識・認知・意見・態度・経験の関係（クロス集計）の傾向をみる順序で行いました。ただし重要な質問項目であっても、回答者が少ないクロス表は、比率の意味がないので割愛しました。
- (3) 報告書の記述を、回答者の意識の際立つ傾向（相関関係）の指摘に止めました。なぜそうなっているかの（因果関係の）解釈は（一部を除いて）行わず、広く議論に委ねるようにしました。
- (4) 表と図の番号の表記は、合わせて通し番号にしました。
- (5) 報告書の図表は、結果の傾向を鮮明に浮き彫りにするために、すべて「無回答」を、また必要に応じて「その他」を外して作図・作表を行いました。したがって、回答者の合計は、多くの図表で回答者総数（318 人）より小さくなります。
- (6) 調査結果を 2007 年度に行われた調査結果と比較して、回答者の意識に際立つ差異がある事項に限って、指摘しました。

(7) 報告書を、回答者の人権問題に関する意識、および同和問題に関する意識の 2 部構成にしました。報告書の末尾に、Vの資料 1 として単純集計表、資料 2 として自由回答を添付しました。

### 3 回答者について

回答者の人権問題に関する意識の分析に入る前に、回答者の性別および年齢別の構成についてみておきます（全町人口の数値は、2016 年 6 月 21 日時点のものです）。

#### ①性別

回答者の性別構成は、表 1 をご覧ください（各セルには比率を示し、計の欄には人数のみを記しています。以下同様です）。男性は 42.5%、女性は 57.5%でした。それは、全町人口のそれにほぼ近いものになりました。また、2007 年調査にもほぼ近いものになりました（2007 年調査の回答者は 402 人でした）。

表1 性別構成

	回答者	全町
男	42.5	46.7
女	57.5	53.3
計（人）	318	6907

#### ②年齢

回答者の年齢構成は、表 2 をご覧ください。回答者は、全町人口に比べて 70 歳以上の比率が小さく、その分、それより若い層の比率が大きくなっています。それは、調査対象者を年齢階層に沿って均等配分した結果です。年齢構成は、2007 年調査にほぼ近いものになりました。

表2 年齢構成

年齢	回答者	比率	世代
18-20歳代	40	12.6	若年層
30歳代	38	11.9	
40歳代	51	16.0	中年層
50歳代	54	17.0	
60歳代	74	23.3	高年層
70歳代以上	61	19.2	
計	318人	100.0	100.0

つぎに、この年齢構成を、回答者の意識の傾向を鮮明に出すために 3 つの世代に括りました。18 歳～30 歳代の人を「若年層」、40 歳代～50 歳代の人を「中年層」、60 歳代～70 歳代以上の人を「高年層」と括りました。すると、若年層 24.5%、中年層 33.0%、高年層 42.5%になりました。性別でみた世代内訳は、各世代ともほぼ均等でした。これも、2007 年調査にほぼ近いものとなりました。

### ③職業と居住地

調査で、回答者の職業について聞きましたが（単純集計表の【Q1-3】）、職業でみる回答者の意識の分析は割愛しました。職業構成の比率は、「主婦（夫）」と「無職」が大きく、それぞれ 20.8%と 18.9%でした。

回答者の居住地について聞きました（【Q1-5】）が、これと意識の関係の分析も割愛しました。回答者の居住地は、大崎地区 148 人（46.5%）、東野地区 90 人（28.3%）、木江地区 79 人（24.8%）でした。回答者の半数近くが、大崎地区の居住者でした。

## II 人権問題に関する意識

まず、人権問題に関する意識の分析結果を報告します。それは、人権問題の知識と認知の分析と、人権問題に関する意見と態度、経験の分析からなります。

### 1 人権問題の知識と認知

まず、回答者の人権問題の知識と認知についてみます。

#### ①人権問題の知識

人権問題の知識の有無について、調査では、7つの人権問題について聞きました（ここで、「人権問題を知る回答者比」を知識度と呼びます）。回答者に「あなたは、つぎの人権に関する宣言や法律、条例などがあることをご存じですか」と聞いて、選択肢「①よく知っている。②名前は聞いたことがあるが、内容はわからない。③まったく知らない」からどれかを選ぶように指示しました。回答の集計では、このうち「①よく知っている」と「②名前は聞いたことがあるが、内容はわからない」を「知っている」として括りました。回答結果は、表3をご覧ください。これは、人権問題を「知っている」と答えた人についての表です（以下同じ）。

表3 人権問題の知識（「知っている」）

計	世界人権宣言	子どもの権利条約	同対審答申	人権教育の法	個人情報保護条例	本人通知制度	人権擁護委員
回答者	276	237	217	203	191	175	49
回答者比	86.8	74.5	68.2	63.8	60.0	55.0	15.4
2007年	92.8	76.8	75.3	72.3	71.8	*	27.3
男	84.3	67.9	67.1	63.4	55.2	51.8	13.4
女	90.0	80.2	69.8	65.2	64.0	57.7	17.1
若年層	83.5	78.3	47.6	53.8	40.0	32.4	5.2
中年層	86.4	73.8	65.4	64.3	57.5	59.9	17.7
高年層	90.1	73.6	81.8	69.9	74.0	64.8	19.1

\*回答者比=回答者数÷回答者の実人数（318人）

表から、つぎのことが指摘されます。一つ、世界人権宣言、子どもの権利条約についての知識度が高いこと。二つ、同和対策審議会答申（以下同対審答申）がこれに続くこと。三つ、大崎上島町が設けている（戸籍・住民票の写し等の第三者への交付に係る）「本人通知制度」を知る回答者が、55.0%であること。四つ、人権擁護委員を知る回答者が、15.4%に止まること。五つ、性別では、全体として女性が男性より知識度が高いこと。六つ、



世代別では、全体として若年層で知識度が低いこと。とくに人権擁護委員を知る回答者は、5.2%に止まること。七つ、2007年調査と比べて、すべての人権問題において知識度が低下していること。

## ②人権問題の認知

人権問題の認知の有無を、調査では、12の人権問題の認知について聞きました（「人権問題があると思う回答者比」を認知度と呼びます）。それは、女性、高齢者、障がい者、子ども、在日外国人、アイヌ、HIV感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネット、性的マイノリティ、同和問題に関する人権問題です。回答者に「あなたは、現在の日本の社会に人権問題があると思われますか」と聞いて、選択肢「①あると思う。②少しはあると思う。③ないと思う。④わからない」からどれかを選ぶように指示しています。回答の集計では、このうち「①あると思う」と「②少しはあると思う」を「あると思う」として括りました。回答結果は、表4をご覧ください。それは、人権問題が「あると思う」と答えた人に

表4 人権問題の認知（「あると思う」）

	女性	障がい者	高齢者	出所者	犯罪被害者	子ども
回答者	258	241	220	215	202	202
回答者比	81.1	75.8	69.2	67.6	63.5	63.5
2007年	90.0	83.8	82.4	77.4	76.0	77.1
男	75.9	73.9	58.6	70.6	62.8	58.6
女	86.3	78.9	78.1	68.9	67.9	68.8
若年層	88.6	81.0	61.9	70.2	67.6	69.4
中年層	88.4	82.6	76.0	75.6	74.5	70.0
高年層	71.6	68.2	69.1	63.3	57.3	55.3
	インターネット	在日外国人	HIV・ハンセン	同和問題	性的マイノリティ	アイヌ
回答者	197	172	170	162	154	75
回答者比	61.9	54.1	53.5	50.9	48.4	23.6
2007年	67.1	63.1	70.5	66.0	*	29.4
男	59.2	53.3	53.1	49.7	49.6	24.4
女	66.7	55.9	56.7	55.1	50.3	24.0
若年層	76.8	57.9	62.4	45.1	53.3	15.3
中年層	75.8	63.4	62.3	52.8	57.5	27.9
高年層	44.4	44.9	44.0	55.1	40.8	26.1

\*回答者比＝回答者数÷回答者の実人数（318人）

ついで表です（以下同じ）。

表から、つぎのことが指摘されます。一つ、女性、障がい者、高齢者に関する人権問題の認知度が高く、アイヌに関する人権問題の認知度が低いこと。二つ、同和問題が「あると思う」回答者が、50.9%であること。三つ、性別では、女性・高齢者・子どもに関する人権問

題において、女性の認知度が男性より高いこと。四つ、世代別では、全体として高年層の認知度が低いこと。若年層と中年層では、前者の認知度がより低いこと。五つ、2007年調査と比べて、すべての人権問題において認知度が低下していること。

### ③知識と認知の関係

人権問題の知識と認知の関係は、どうでしょうか。ここでは、2つの人権問題に関して、それらの関係についてみます。表5をご覧ください。

表5 知識×認知

子どもの権利条約の知識×子どもの人権問題の認知				
人権問題	ある	ない	わからない	計
知っている	74.0	14.5	11.6	234
知らない	47.5	24.4	28.2	78
計	202	52	58	312人
同対審答申の知識×同和問題の認知				
知っている	63.0	21.6	15.5	211
知らない	40.7	17.7	41.7	96
計	162	66	79	307人

子どもの権利条約を「知っている」回答者は、子どもに関する人権問題が「あると思う」傾向にあります。また、同対審答申を「知っている」回答者は、同和問題が「あると思う」傾向にあります。いずれも、人権問題の知識と認知のあいだに明確な相関関係が指摘されます。

2007年調査と比べて、この傾向に際立つ差異はありませんでした。

### ④人権問題の場面と解決方法

調査では、女性、高齢者、障がい者、子ども、在日外国人、インターネットに関する人権問題が「あると思う」回答者について、それらの人権問題について「人権が尊重されていないと思われるのはどんな場面ですか」と聞いて、それぞれの人権問題に設定された選択肢のなかから「いくつでもあげてください」と指示しています。また続けて、その解決方法について「人権を守るために必要なことはどのようなことだと思われるか」と聞いて、それぞれの人権問題に設けられた選択肢のなかから「いくつでもあげてください」と指示しています。回答者は、それぞれの人権問題がどのような場面で現れると思っているのでしょうか。回答結果は、報告書の最後に掲げた単純集計表の【Q5-1-1】【Q5-2-1】【Q5-3-1】【Q5-4-1】【Q5-5-1】【Q5-12】をご覧ください。また、それらの人権問題はどうすれば解決できているのでしょうか。

ようか。回答結果は、報告書の最後に掲げた単純集計表の【Q5-1-2】【Q5-2-2】【Q5-3-2】【Q5-4-2】【Q5-5-2】をご覧ください。

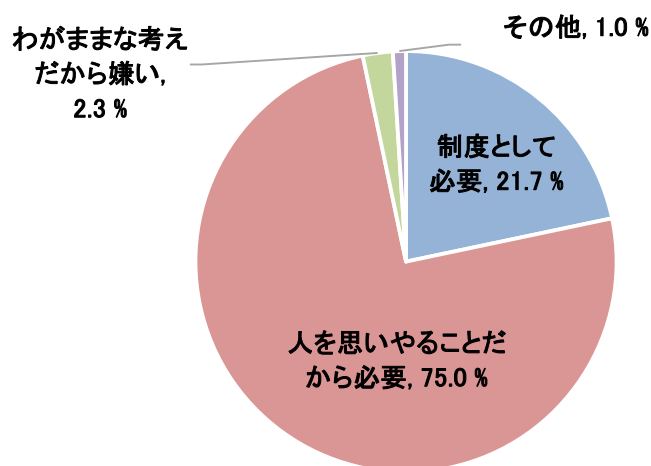
## 2 人権問題に関する意見と態度

つぎに、回答者の人権問題に関する意見と態度についてみます。調査では、回答者の人権問題に関する意見と態度について3つの質問を設けました。

### ①人権問題に関する意見

調査では、人権問題に関する意見について、つぎのように聞いています。「国際化社会といわれる今日、人権問題は重要な柱となっています。あなたは人権についてどのようにお考えでしょうか」。そして、回答者に選択肢「①人権問題への取組みは、制度として必要である。②人権問題への取組みは、人を思いやることだから必要である。③人権問題への取組みは、わがままな考えだから嫌いだ。④その他」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図6をご覧ください。

図6 人権問題の解決への意見(回答者300人)



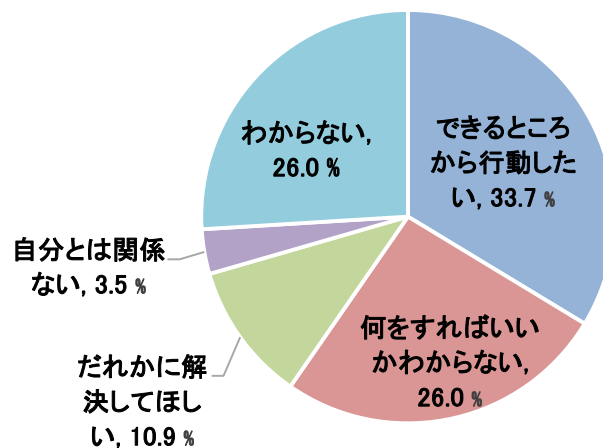
人権問題への取組みが「制度として必要である」と答えた人が、21.7%です。これは、人権問題の社会的な解決が必要であると思う人です。これに「人を思いやることだから」と答えた人を含めると、96.7%に上ります。これは素晴らしい数値です。この傾向は、性別、世代別でもほとんど変わりません。

2007年調査と比べても、この傾向はほとんど変わりませんでした。

## ②人権問題との関わり

調査では、人権問題との関わりについて、つぎのように聞いています。「あなたは人権問題の解決のためにどのようなことをしようと思いますか」。そして、回答者に選択肢「①日常生活の中で何かできることを考え、できるところから行動したい。②自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない。③自分ではどうしようもない問題なので、だれかしかるべき人に解決してほしい。④自分とは直接関係のないことだと思う。⑤わからない」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図7をご覧ください。

図7 人権問題との関わり(回答者312人)



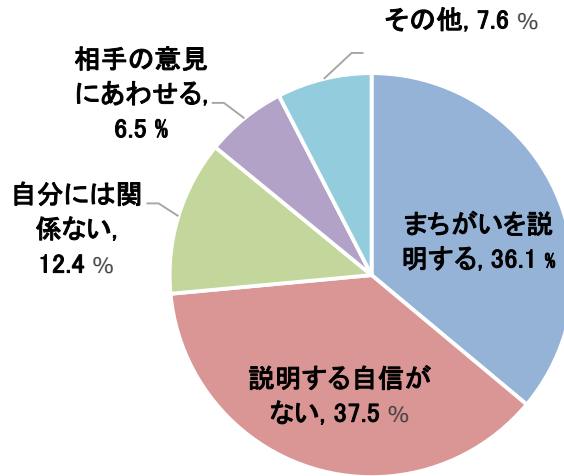
「できるところから行動したい」と思う回答者は、33.7%に止まっています。この傾向は、性別、世代別でもほとんど変わりませんでした。

2007年調査と比べて、「できるところから行動したい」と答えた人が減って（44.3%→33.7%）、「わからない」と答えた人が増えました（16.3%→26.0%）。

## ③差別的言動への態度

調査では、差別的言動への態度について、つぎのように聞いています。「職場や地域、家庭の中で同和問題やさまざまな人権問題について差別的な言動が出たとき、あなたならどのようにされますか」。そして、回答者に選択肢「①自分で差別のまちがいを説明する。②説明する自信がないので、そのまましておく。③自分には関係のないことだから、そのまましておく。④相手の意見にあわせてしまう。⑤その他」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図8をご覧ください。

図8 差別的言動への態度(回答者291人)



差別的言動の「まちがいを説明する」と答えた人は、36.1%に止まっています。「まちがいを説明する」と答えた人は、性別では男性の比率が女性より高く（男 42.4%、女 35.5%）、世代では中年層が若年層、高年層より高い結果でした（若年層 35.1%、中年層 47.5%、高年層 32.8%）。

2007年調査と比べて、「まちがいを説明する」と答えた人が減って（49.1%→36.1%）、「自分には関係ない」と答えた人が増えました（4.6%→12.4%）。

#### ④人権問題に関する意見と態度

つぎに、回答者の人権問題に関する意見と態度の関係、および態度と態度の関係についてみます。それにより、回答者の人権問題に関する意識の一貫性をみることができます。まず、意見と態度の関係についてです。表9をご覧ください。

表9 人権問題に関する意見×人権問題との関わり

	できるところから行動したい	何をすればいいかわからない	だれかに解決してほしい	自分とは関係ない	わからない	計
制度として必要である	38.5	24.6	3.1	3.1	30.8	65
人を思いやることだから必要である	34.2	27.6	12.4	2.7	23.1	225
わがままな考えだから嫌いだ	0.0	0.0	42.9	28.6	28.6	7
その他	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	3
計	104	78	33	10	75	300人

人権問題に関する意見で「制度として必要である」「人を思いやることだから必要である」

と答えた人について、人権問題との関わりで「できるところから行動したい」と答えた人は、それぞれ38.5%、34.2%でした。いずれも、過半数の回答者は「何をすればいいかわからない」と「わからない」に流れています。すなわち、人権問題に関する意見は、人権問題との関わりに結びついていません。

2007年調査と比べて、「制度として必要である」「人を思いやることだから必要である」と答えた人において、「できるところから行動したい」と答えた人が減って（それぞれ50.0%→38.5%、44.9%→34.2%）、「わからない」と答えた人が増えました（それぞれ16.3%→30.8%、14.0%→23.1%）。

つぎに、態度と態度の関係についてです。表10をご覧ください。回答者の人権問題との関わりと差別的言動への態度は、おおむね照応しています。

表10 人権問題への関わりへの態度×差別的言動に対する態度

	まちがいを説明する	説明する自信がな	自分には関係ない	相手の意見にあわせる	その他	計
できるところから行動したい	68.0	21.0	5.0	3.0	3.0	100
何をすればいいかわからない	32.9	57.9	4.0	4.0	1.3	76
だれかに解決してほしい	23.3	46.7	16.7	6.7	6.7	30
自分には関係ないことだ	9.1	18.2	54.6	9.1	9.1	11
分からない	14.1	40.9	22.5	14.1	8.5	71
計	111	110	35	19	13	288人

「できるところから行動したい」と答えた人は、差別の「まちがいを説明する」と答える傾向にあり、「何をすればいいかわからない」と答えた人は、「説明する自信がない」と答える傾向にあります。ここに、回答者の態度の一貫性をみることができます。

2007年調査と比べて、全体の傾向に際立つ差異はなく、「何をすればいいかわからない」と答えた人で「説明する自信がない」と答えた人が増えました（45.2%→57.9%）。

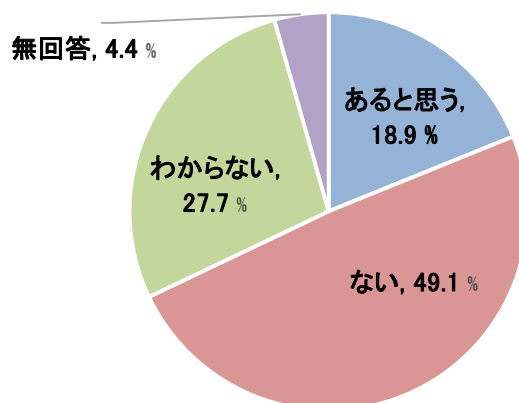
### 3 人権侵害の経験

調査では、人権を侵害された経験の有無について聞いています。それにより、どれほどの人が人権侵害の経験をもつのか、人権侵害の経験がどれほど人権問題に関する意識に影響を与えているのかを知ることができます。

#### ①人権侵害の経験

調査では、回答者に「あなたは過去3年間、自己的人権が侵害されたと思われたことがありますか」と聞いています。回答結果は、図11をご覧ください。

図11 人権を侵害された体験



人権を侵害されたことが「あると思う」と答えた人は、60人です。「わからない」と答えた人と「無回答」の人が、合わせて102人（32.1%）です。このなかにも、人権侵害の経験をもつ人が含まれると思われます。性別と世代別でみた人権侵害の経験をもつ人の傾向に、際立つ差異はありませんでした。2007年調査と比べても、際立つ差異はありませんでした。

調査では、人権侵害の経験が「あると思う」と答えた人に、経験の内容と、そのときとった対応について聞いています。その回答結果は、報告書の最後に掲げた単純集計表の【Q7-1】【Q7-2】をご覧ください。

## ②人権侵害の経験と人権問題に関する意識

人権を侵害された経験は、どれほど人権問題に関する意識に影響を与えているのでしょうか。まず、人権侵害の経験と人権問題の認知度の関係についてです。表12をご覧ください。

表12 人権侵害体験×人権問題の認知

	女性	高齢者	障がい者	子ども	在日外国人	
あると思う	96.7	81.7	85.0	85.0	75.0	
ないと思う	81.8	70.8	75.5	61.4	50.6	
わからない	78.4	65.9	79.1	62.5	55.3	
計（人）	253	216	236	200	171	
	アイヌ	HIVハンセン	性的マイノリティ	出所者	犯罪被害者	インターネット
あると思う	36.7	60.0	66.7	81.7	78.3	83.3
ないと思う	20.1	51.6	45.1	68.2	64.1	58.9
わからない	26.2	64.3	52.4	69.0	65.1	64.7
計（人）	75	75	153	212	199	195

人権侵害の経験が「あると思う」と答えた人は、「ないと思う」と答えた人よりも、いずれの人権問題においても明確に「あると思う」と答える傾向にあります。

2007 年調査と比べて、人権侵害の体験が「あると思う」と答えた人において、「HIV 感染者・ハンセン病患者」と答えた人が減って（92.2%→60.0%）、「インターネット」と答えた人が増えました（73.2%→83.3%）。

これは、人権侵害の経験と差別的言動への態度の関係においても同じです。表 13 をご覧ください。人権侵害の経験が「あると思う」と答えた人は、「ないと思う」と答えた人よりも、明確に、差別的言動に対して「まちがいを説明する」と答える傾向にあります。

2007 調査と比べて、人権を侵害された経験が「ないと思う」と答えた人において、「まちがいを説明する」と答えた人が減って（52.5%→35.4%）、「自分には関係ない」と答えた人が増えました（5.9%→17.4%）。

表13 人権侵害体験×差別的言動への態度

	まちがいを説明する	説明する自信がない	自分には関係ない	相手の意見にあわせる	その他	計
あると思う	58.6	31.0	3.5	5.2	1.7	58
ないと思う	35.4	38.9	17.4	3.5	4.9	144
わからない	31.0	42.9	8.3	11.9	6.0	84
計	111	110	34	18	13	286人

これは、人権問題との関わりにおいても同じでした。すなわち、人権侵害の経験が「あると思う」と答えた人は、「ない」と答えた人よりも、明確に「できるところから行動したい」と答える傾向にありました。ここから、人権侵害の経験が、侵害された人の人権問題に関する認知と態度に明確な影響を与えていることが指摘されます。

#### 4 家族との人権問題の話題

調査では、家族と人権問題について話題にした経験について聞いています。そこには、日常的に家族と人権問題について話題にする経験がある人は、人権問題に関してより高い意識をもつだろうという予測があります。

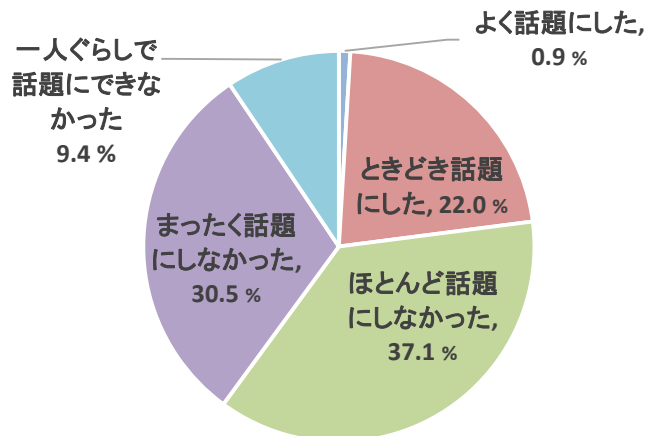
##### ①家族と話題にした経験

回答者に「あなたは、この1年間にご家族との間で人権問題についてどの程度話題にされましたか」と聞いて、選択肢「①よく話題にした。②ときどき話題にした。③ほとんど話題にできなかった。④まったく話題にしなかった。⑤一人ぐらしで話題にできなかった」からどれかを選ぶ



ように指示しています。回答結果は、図 14 をご覧ください。

図14 家族との人権問題の話題(回答者318人)



ここで「よく話題にした」「ときどき話題にした」を「話題にした」と括り、「ほとんど話題にしなかった」「まったく話題にしなかった」を「しなかった」と括ることにします。すると「話題にした」は 73 人 (21.0%)、「話題にしなかった」は 215 人 (67.6%) になります。すなわち、回答者のおよそ 5 人に 1 人が、家族と人権問題を話題にした経験をもっています。性別では、男性より女性に「話題にした」と答えた人の比率が高く (男 16.3%、女 27.8%)、世代別では、若年層に「話題にした」と答えた人の比率が低くなっています (若年層 11.5%、中年層 28.6%、高年層 25.2%)。調査では、「話題にした」と答えた人に、どんな人権問題について話題にしたかを聞いています。その回答結果は、報告書の最後に掲げた単純集計表の【Q4】をご覧ください。

2007 年調査と比べて、「話題にした」と答えた人が減って (46.1%→22.9%)、「話題にしなかった」と答えた人が増えました (53.9%→67.6%)。

## ②家族と話題にした経験と人権問題に関する意識

家族と人権問題を話題にした経験は、人権問題に関する意識に影響を与えているでしょうか。まず、家族と話題にした経験と人権問題の知識度の関係についてです。表 15 をご覧ください。

表15 家族と話題にした経験×人権問題の知識（「知っている」）

	世界人権宣言	子どもの権利条約	同対審答申	人権教育の法	個人保護条例	本人通知制度
話題にした	99.3	99.3	92.2	92.8	72.7	88.4
しなかった	83.3	65.2	62.1	56.8	55.2	47.9
一人ぐらし	86.2	79.3	65.6	58.6	44.8	43.3
計(人)	315	316	316	315	317	317

「話題にした」と答えた人は、「しなかった」と答えた人よりも、すべての人権問題について明確に「知っている」と答える傾向にあります。つぎに、話題にした経験と人権問題の認知度の関係についてです。表 16 をご覧ください。「話題にした」と答えた人は、「しなかった」と答えた人よりも、「出所者」を除いて明確に人権問題が「あると思う」と答える傾向にあります。ここで、家族と人権問題を話題にした経験と人権問題の知識・認知のあいだに明確な相関関係が指摘されます。

表16 家族と話題にした経験×人権問題の認知（「あると思う」）

	女性	高齢者	障がい者	子ども	在日外国人	
話題にした	96.4	90.6	97.1	92.8	73.6	
しなかった	78.5	65.8	72.1	58.9	49.7	
一人ぐらし	75.8	60.7	62.0	46.5	27.6	
計(人)	315	315	314	313	314	
	アイヌ	HIV・ハンセン	性的マイノリティ	出所者	犯罪被害者	インターネット
話題にした	36.1	64.2	63.8	72.3	70.7	74.7
しなかった	19.5	54.4	46.9	69.1	64.0	59.8
一人ぐらし	20.0	41.4	41.4	55.2	58.6	43.4
計(人)	310	308	252	309	307	310

家族と人権問題を話題にした経験と人権問題に関する意見の関係はどうでしょうか。表 17 をご覧ください。

表17 家族と話題にした経験×人権問題に関する意見

	制度として必要	人を思いやること	わがままな考えだから	その他	計
話題にした	59.7	39.6	0.0	0.8	70
しなかった	20.3	76.2	3.0	0.6	203
一人ぐらし	25.9	66.7	3.7	3.7	27
計	65	225	7	3	300人

人権問題に関する意見について、「話題にした」と答えた人は、「話題にしなかった」と答えた人よりも、明確に人権問題への取組みは「制度として必要である」と答える傾向にあります。さらに表 18 をご覧ください。

表18 家族と話題にした経験×差別的言動への態度

	まちがいを説明する	説明の自信がない	関係のないこと	相手に合わせる	その他	計
話題にした	79.6	15.2	1.5	2.3	1.5	69
しなかった	32.0	42.7	14.0	6.0	5.5	197
一人ぐらし	24.0	28.0	28.0	16.0	4.0	25
計	112	111	36	19	13	291人

差別的言動への対応において、「話題にした」と答えた人は、「話題にしなかった」と答えた人よりも、明確に「まちがいを説明する」と答える傾向にあります。これは、人権問題との関わりについても同じでした。すなわち「話題にした」と答えた人は、「しなかった」と答えた人よりも、人権問題への関わりについても明確に「できるところから行動したい」と答える傾向にありました。こうして、家族と人権問題について話題にした経験は、回答者の人権問題に関する知識、認知、意見、態度のいずれにも明確な影響を与えていることが指摘されます。

2007 調査と比べて、「話題にした」と答えた人において、「まちがいを説明する」と答えた人が増えました（62.6%→79.6%）。

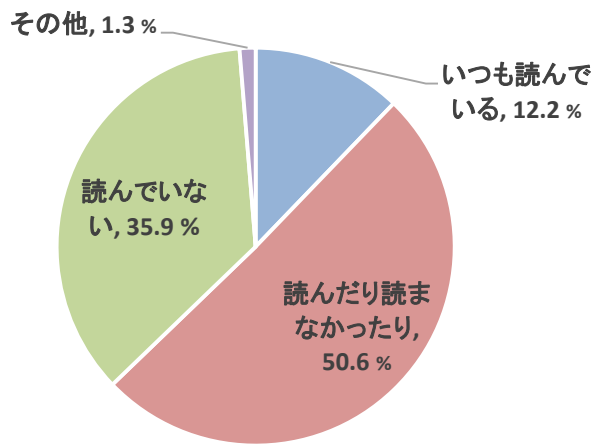
## 5 人権啓発記事

町役場では、毎月発行の広報紙に人権啓発記事（以下啓発記事）を掲載しています。調査では、回答者がそれを読んだ経験について聞いています。そこから、町民がどれほど啓発記事を読んでいるか、啓発記事を読んだ経験がどれほど人権問題に関する意識に影響を与えているかを知ることができます。

### ①啓発記事を読む頻度

調査では、回答者に「毎月発行の町広報に人権啓発記事『人権の視点』を毎回載せていますが、あなたは読まれていますか」と聞いて、選択肢「①いつも読んでいる。②読んだり、読まなかったりする。③まったく読んでいない」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図 19 をご覧ください。

図19 啓発記事を読む頻度(回答者312人)



「いつも読んでいる」回答者が 12.2%、「読んだり読まなかったりする」回答者が 50.6% でした。性別、世代別ではどうでしょうか。表 20 をご覧ください。

表20 人権啓発記事を読んだ経験

	いつも読んでいる	読んだり読まなかったり	読んでいない	計
男	8.4	48.9	42.7	131
女	15.1	53.1	31.8	179
若年層	2.6	40.3	57.1	77
中年層	12.5	54.8	32.7	104
高年層	17.8	55.0	27.1	129
計	38	159	113	310人

男性に「読んでいない」回答者の比率がより大きく、女性に「読んだり読まなかったりする」回答者の比率がより大きくなっています。中高年層に「読んだり読まなかったりする」回答者の比率がより大きく、若年層に「読んでいない」回答者の比率がより大きくなっています。

2007 年調査と比べて、「読んでいる」回答者が減って（81.5%→62.8%）、「読んでいない」回答者が増えました（18.6%→35.9%）。世代でみても、この傾向に際立つ差異はありませんでした。

## ②啓発記事を読んだ経験と人権問題に関する知識と認知

啓発記事を読んだ経験は、人権問題に関する意識に影響を与えているでしょうか。まず、啓発記事を読んだ経験と人権問題の知識との関係についてです。表 21 をご覧ください。す

すべての人権問題において、啓発記事を読んだ経験と人権問題の知識度が、明確な関係にあります（世界人権宣言では「いつも読んでいる」と「読んだり読まなかったりする」の比率がほぼ同じですが）。

2007年調査と比べて、この傾向に際立つ差異はありませんでした。

表21 人権啓発記事を読んだ経験×人権問題の知識（「知っている」）

	世界人権宣言	子どもの権利条約	同対審答申	人権教育の法	個人保護条例	本人通知制度	人権擁護委員	計
いつも読んでいる	97.4	92.1	91.9	83.8	89.5	81.1	39.5	38
読んだり読まなかったり	95.5	82.2	77.2	72.6	69.0	66.0	19.5	158
読んでいない	75.9	61.1	48.7	46.9	38.9	30.1	2.7	112
計	307	308	308	307	309	309	311	312人

つぎに、啓発記事を読んだ経験と人権問題の認知度の関係についてです。表22をご覧ください。女性、高齢者、子ども、在日外国人、アイヌ、インターネットにおいて、啓発記事を読んだ経験と人権問題の認知度が、明確な相関関係にあります。障がい者、HIV感染者・ハンセン病患者、性的マイノリティ、出所者、犯罪被害者において、「いつも読んでいる」回答者と「読んだり読まなかったりする」回答者が、同じ程度の認知度を示しています。

2007年調査と比べて、この傾向に際立つ差異はありませんでした。

表22 人権啓発記事を読んだ経験×人権問題の認知（「あると思う」）

	女性	高齢者	障がい者	子ども	在日外国人	アイヌ
いつも読んでいる	92.2	86.8	86.5	80.6	75.7	39.5
読んだり読まなかったり	85.4	77.6	82.7	71.2	60.3	27.4
読んでいない	75.9	54.9	67.2	54.0	43.4	15.3
計	254	216	237	201	171	74
	HIV・ハンセン	性的マイノリティ	出所者	犯罪被害者	インターネット	計
いつも読んでいる	64.8	57.9	76.3	73.0	84.2	38
読んだり読まなかったり	62.1	54.9	77.1	71.7	63.2	158
読んでいない	45.4	41.8	60.0	57.3	60.0	112
計	169	153	213	199	196	312人

こうして、啓発記事を読んだ経験は、回答者の人権問題に関する知識と認知に明確な影響を与えていることが指摘されます。

### ③啓発記事を読んだ経験と人権問題に関する意見と態度

啓発記事を読んだ経験は、人権問題に関する意見と態度に影響を与えているのでしょうか。まず、人権問題に関する意見についてです。表23をご覧ください。

表23 啓発記事を読んだ経験×人権問題に関する意見

	制度として必要である	人を思いやることだから	わがままな考えだから	その他	計
いつも読んでいる	29.7	67.6	0.0	2.7	37
読んだり読まなかったり	20.1	77.3	2.0	0.7	154
読んでいない	21.3	74.1	3.7	0.9	108
計	65	224	7	3	299人

「いつも読んでいる」回答者は、人権問題への取組みは「制度として必要である」と答える傾向にあり、「読んだり読まなかったりする」回答者は、「人を思いやることだから」と答える傾向にあります。人権問題への取組みは「制度として必要である」は、「人を思いやることだから必要である」より強い人権問題への意見であるとすれば、啓発記事を読んだ経験と人権問題への意見に明確な関係を指摘することができます。

2007年調査と比べて、全体の傾向に際立つ差異はありませんでした。

つぎに、人権問題に関する態度についてです。表24をご覧ください。啓発記事を「いつも読んでいる」回答者は、明確に、差別的言動の「まちがいを説明する」と答える傾向にあります。

表24 啓発記事を読んだ経験×差別的言動への対応

	まちがいを説明する	説明の自信がない	自分に関係ない	相手に合わせてしまう	その他	計
いつも読んでいる	56.8	24.3	10.8	2.7	5.4	37
読んだり読まなかったり	42.3	43.7	7.8	3.5	2.8	142
読んでいない	27.5	34.9	19.3	11.9	6.4	109
計	111	109	36	19	13	288人

啓発記事を読んだ経験と人権問題に関する態度は、明確な関係にあります。「読んだり読まなかったりする」回答者は、「説明の自信がないので、そのままにしておく」と答える傾向にあります。

2007年調査と比べて、「いつも読んでいる」回答者において、「まちがいを説明する」と答えた人が減りました（73.6%→56.8%）。

「読んだり読まなかったりする」経験と人権問題に関する態度に明確な相関関係はみられません。これは、人権問題への関わりについても同じです。すなわち、「いつも読んでいる」回答者は、明確に「できることから行動したい」と答える傾向にあり、他方で「読んだり読まなかったりする」回答者は、「何をすればいいかわからない」と答える傾向にありました。こうして、

啓発記事を読んだ経験は、人権問題に関する態度に明確な影響を与えていると指摘されます。

#### ④啓発記事を読んだ経験と家族で人権問題を話題にした経験

最後に、人権啓発記事を読んだ経験と家族で人権問題を話題にした経験の関係についてです。表 25 をご覧ください。

表25 啓発記事を読んだ経験×家族と話題にした経験

	話題にした	話題にしなかった	一人ぐらし	計
いつも読んでいる	55.3	39.5	5.3	38
読んだり読まなかったり	25.8	64.8	9.4	159
読んでいない	8.8	79.6	11.5	113
計	72	208	30	310人

啓発記事を「いつも読んでいる」回答者は、明確に、家族で人権問題を「話題にした」と答える傾向にあり、「読んだり読まなかったりする」回答者は、話題に「しなかった」と答える傾向にあります。ここから、人権問題に関する前向きな経験は、人権問題への前向きな関わりと相乗作用があると思われます。

### Ⅲ 同和問題に関する意識

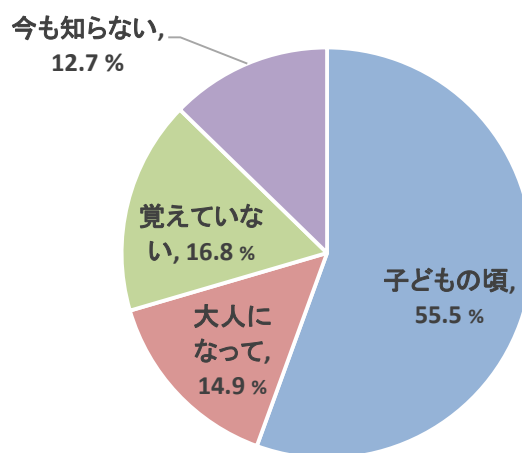
大崎上島町では、同和問題の解決のためにさまざまな施策が行われてきました。同和対策特別措置法が終了して、全国的に同和行政と同和教育が大きく後退するなか、当町では独自の同和行政が継続されてきました。では、当町における同和問題の実態はどうでしょうか。町民の同和行政への評価はどうでしょうか。調査では、それらを回答者の意識により問うています。

#### 1 同和問題の認知

##### ①同和問題を知った時期

調査では、まず、同和地区や同和問題を知った時期について聞いています。回答者に「あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃でしょうか」と聞いて、選択肢「①子どもの頃（18歳以前）、②おとな（18歳以後）になってから、③いつ頃知ったのか、覚えていない、④今も知らない」からどれかを選ぶよう指示しています。回答結果は、図 26 をご覧ください。

図26 同和問題を知った時期(回答者315人)



2007年調査と比べて、「子どもの頃」知った人が減って（68.2%→55.5%）、「覚えていない」「今も知らない」と答えた人が増えました（それぞれ7.8%→16.8%、1.3%→12.7%）。回答者の55.5%が、子どもの頃に同和問題を知ったと答えています。性別では、この傾向に際立つ差異はありませんでした。世代別では、表 27 をご覧ください。



表27 同和問題を知った時期×世代

	子どもの頃	大人になって	覚えていない	今も知らない	計
若年層	38.5	7.7	20.5	33.3	78
中年層	74.3	11.4	7.6	6.7	105
高年層	50.8	22.0	22.0	5.3	132
計	175	47	53	40	315人

若年層に「今も知らない」が多く、中年層に「子どもの頃」が多い傾向にあります。これは、学校で同和教育を受けた経験の有無が関係しているのでしょうか。つぎに、この質問で「①子どもの頃（18歳以前）、②おとな（18歳以後）になってから、③いつ頃知ったのか、覚えていない」と答えた人に、「あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけはつぎのうちどれですか」と聞いて、選択肢「①家族や、親戚の人から聞いた。②職場の人から聞いた。③近所の人から聞いた。④本を読んで知った。⑤新聞などマスコミで知った。⑥学校の友だちから聞いた。⑦学校の授業で教えてもらった。⑧その他。⑨はつきり覚えていない」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、表28をご覧ください。

表28 同和地区や同和問題を知ったきっかけ

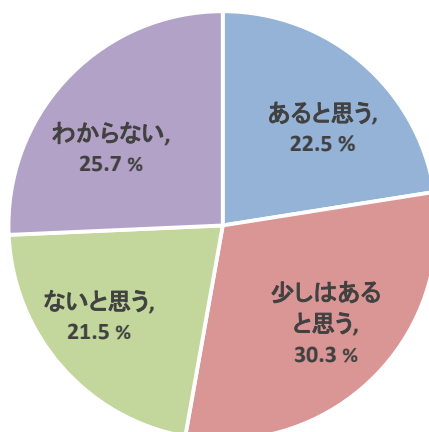
学校の授業で教えてもらった	家族や、親戚の人から聞いた	学校の友だちから聞いた	近所の人から聞いた	職場の人から聞いた
39.6	21.2	5.9	5.5	4.8
本を読んで知った	新聞などマスコミで知った	その他	はつきり覚えていない	計
3.7	2.9	1.8	14.7	273人

ここでも回答者の39.6%が、学校の同和教育で知ったと答えています。その他の回答者は、おおむね同和問題を差別的な方向で知ったと思われます。性別では、傾向にとくに際立つ差異はありませんでした。世代別では、「学校の授業で知った」と答えた人が、中年層が67.0%、若年層が42.2%、高年層12.2%となっています。ここにも、中年層への同和教育の影響を伺うことができます。2007年調査と比べて、この傾向に際立つ差異はありませんでした。

## ②同和問題の認知

調査では、同和問題の認知について、回答者に「部落差別は今もあると思いますか」と聞いて、選択肢「①あると思う、②少しはあると思う、③ないと思う、④わからない」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図 29 をご覧ください。

図29 同和問題の認知(回答者307人)



この図の「あると思う」「少しはあると思う」を合わせた比率（52.8%）は、先の人権問題に関する認知の質問（表 4）における「同和問題があると思う」の比率（50.9%）と大差ないものでした。いずれも、同和問題の認知は、回答者のほぼ半数に止まっています。

2007 年調査と比べて、「あると思う」回答者が減って（66.0%→52.8%）、「ないと思う」回答者が増えました（12.9%→21.5%）。

つぎに、「あると思う」「少しはあると思う」と答えた人に、「部落差別があるというのはどんな場面ですか」と聞いて、選択肢「①結婚、②就職、③進学、④居住地を聞かれたとき、⑤職場でのつきあい、⑥ インターネットでの書き込み、⑦落書き、⑧その他」からいくつでも選ぶように指示しています。回答結果は、表 30 をご覧ください。

表30 同和問題がある場面（複数回答）

	結婚	居住地を聞かれたとき	就職	進学	職場	インターネット	落書き	その他
回答者比	79.9	50.9	28.3	10.7	13.8	19.5	8.2	3.8
回答者	127	81	45	17	22	31	13	6

\*回答者比=回答者数÷回答者の実人数（159人）

「結婚」と答えた人がもっとも多く、これに「居住地を聞かれたとき」が続いています。「居住地を聞かれたとき」のなかにも、結婚に関わる「問い聞き」のことを念頭において答えた人が含まれると思われます。ここから、回答者が、同和問題が結婚に関わる場面でもっとも多く生じていることが知られます。

2007年調査と比べて、「居住地を聞かれたとき」「インターネット」と答えた人の比率が増えました（40.4%→50.9%、6.3%→19.5%）。

つぎに、同和問題が「あると思う」「少しはあると思う」と答えた人に、「部落差別があるのは、何に原因があると思われますか」と聞いて、選択肢「①同和地区の生活実態が低い水準にあるから。②同和地区に対する偏見が強く、町民の人権意識が低いから。③同和地区住民の努力が足りないから。④同和問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから。⑤差別を禁止する法律がないから。⑥差別意識をなくすための教育・啓発が不十分であるから。⑦国や県、町の取組みがまだまだ弱いから。⑧同和地区だけに特別な対策を行ってきたから。⑨世間では同和問題に関する話題を避ける傾向にあるから。⑩その他」からいくつでも選ぶように指示しています。回答結果は、表31をご覧ください。

表31 同和問題の原因（複数回答）

	回答者比	回答者
町民の人権意識の低さ	47.7	95
同和問題の話を避ける傾向にあるから	36.2	72
同和地区に特別対策を行ってきたから	34.7	69
教育・啓発が不十分だから	28.1	56
教育・啓発で広めているから	26.1	52
差別を禁止する法律がないから	13.6	27
国や県、町の取組みがまだ弱いから	12.6	25
同和地区の生活水準の低さ	7.0	14
同和地区の住民の努力が足りない	5.0	10
その他	5.5	11

\*回答者比＝回答者数÷回答者の実人数（199人）

回答者の選択は、同和問題の原因を同和問題への取組みの弱さに求める回答群と、同和地区や同和行政に求める回答群が拮抗しています。

2007年調査と比べて、表の上位6項目において回答者比が上昇しました。

最後に、回答者全員に「同和問題を解決するために、あなたは何が大切だと思いますか」と聞いて、選択肢「①町民が同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力すること。②行政が問題解決のため積極的に努力すること。③同和地区の人が固まって生活しないで、分散して住むこと。④自然に解決するのを待つこと。⑤同和地区の人が同和問題の解決をめざして努力すること。⑥その他。⑦わからない」からいくつでも選ぶように指示しています。

回答結果は、表 32 をご覧ください。

表32 同和問題の解決に大切なこと（複数回答）

	回答者比	回答者
町民が正しい理解をもち努力すること	51.2	148
行政が積極的に努力すること	26.0	75
同和地区の人が分散して住むこと	17.0	49
自然に解決するのを待つこと	18.3	53
同和地区の人が努力すること	10.4	30
その他	5.2	17
わからない	25.3	73

\*回答者比 = 回答者数 ÷ 回答者の実人数（289人）

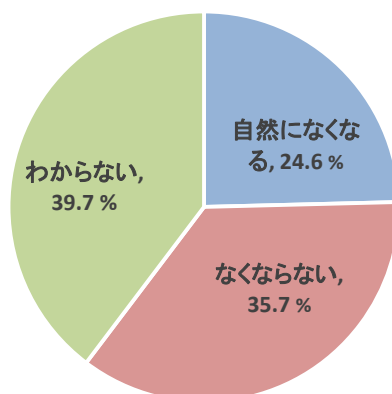
回答者の多くは、「積極的な」解決法（「町民が正しい理解をもち努力すること」「行政が積極的に努力すること」）を選んでいきます（合わせて 223 人です）。その他の回答者は、「否定的な」解決法を選んでいきます（合わせて 132 人です）。積極的な解決法を選んだ回答者が否定的な解決法を選んだ回答者より多いとはいえ、後者は少ない数ではありません。

2007 年調査と比べて、上位 2 つの「町民が正しい理解をもち努力すること」「行政が積極的に努力すること」と答えた人（回答者比）が増えました（それぞれ 36.9%→51.2%、17.4%→26.0%）。

## 2 自然解消論への意見

部落差別はどうすれば解消できるでしょうか。調査では、まず、部落差別は、放っておけばなくなるという意見について聞いています。すなわち、「部落差別は、そっとしておけば自然になくなるという考えがあります。あなたの考えをお聞かせください」。そして、選択肢「①自然になくなる。②なくなる。③わからない」を設けています。ここでは、「自然になくなる」という意見を自然解消論と呼びます。それは、同和問題の解決に関して広く流布している意見です。調査結果は、図 33 をご覧ください。

図33 自然解消論への意見(回答者305人)



部落差別は自然には「なくならない」と思う回答者は、35.7%に止まっています。この質問について、性別では、全体の傾向に際立つ差異はありませんでした。

2007年調査と比べて、「自然になくなる」と答えた人が減って（33.1%→24.6%）、「わからない」と答えた人が増えました（26.4%→39.7%）。

世代別では、表34をご覧ください。若年層は「わからない」、中年層は「なくならない」、高年層は「自然になくなる」と答える傾向にあります。中年層の傾向は、同和教育の影響でしょうか。

表34 世代×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくならない	わからない	計
若年層	18.1	36.1	45.8	72
中年層	19.4	43.7	36.9	103
高年層	32.3	29.2	38.5	130
計	75	109	121	305人

同対審答申は、自然解消論を批判して同和問題の解決は「国の責務」としてとしました。その同対審答申の知識の有無について自然解消論の意見の傾向をみると、表35のようになります。「知っている」回答者は自然には「なくならない」と答える傾向にあり、「知らない」回答者は「わからない」と答える傾向にあります。ここで、同対審答申の影響を指摘することができます。

表35 同対審答申の知識 × 自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなる	わからない	計
知っている	25.8	39.7	34.4	209
知らない	21.1	27.4	51.6	95
計	74	109	121	304人

2007年調査と比べて、「知っている」「知らない」と答えた人とも、「自然になくなる」が減って、「わからない」が増えました。

同和問題が今もあると思うかどうかの意見について、自然解消論への意見を聞くと、表36のようになります。

表36 同和問題の認知×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなる	わからない	計
あると思う	22.5	55.6	21.9	160
ないと思う	41.9	16.1	41.9	62
わからない	14.7	13.3	72.0	75
計	73	109	115	297人

同和問題が「あると思う」回答者は自然には「なくなる」と答える傾向にあり、「ないと思う」回答者は「なくなる」と「わからない」に分かれる傾向にあります。これらは了解できる結果であるとして、留意すべきは、「あると思う」回答者にも、「なくなる」「わからない」と答える人が少なくないことです。

2007年調査と比べて、全体に、「自然になくなる」と答える人が減って、「わからない」と答える人が増えました。

つぎに、家族と人権問題を話題にした経験について、自然解消論への意見をみます。表37をご覧ください。

表37 家族と話題にした経験×自然解消論への意見

	なくなる	なくなる	わからない	計
話題にした	21.7	50.7	27.5	69
しなかった	26.3	30.6	43.1	209
一人ぐらし	18.5	37.0	44.4	27
計	75	109	121	305人

「話題にした」ことがある回答者は、部落差別は自然には「なくなる」と答える傾向にあり、「しなかった」回答者は「わからない」と答える傾向にあります。もっともここでは、そもそも部落差別は自然には「なくなる」と思う人が家族と人権問題を「話題にした」のか、「話題にした」経験が「なくなる」の意見を導いたのか、その因果関係は確定できません。しかし、双方がたがいに促しあっていることは、確実と思われます。

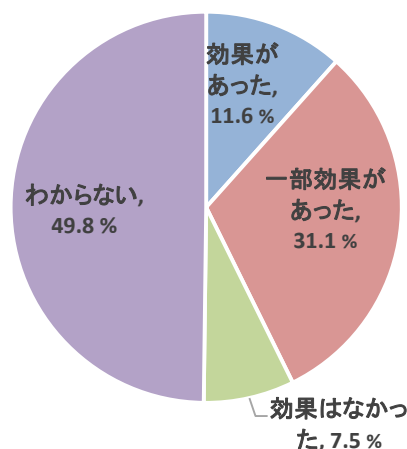
最後に、啓発記事を読んだ経験と自然解消論への意見の関係については、啓発記事を「いつも読んでいる」回答者が少ないので（37人）、数字に傾向を読むことは控えました。

### 3 同和行政の評価

同和問題の解決において、同和行政の役割は重要です。大崎上島町では、同和問題の解決のためにさまざまな施策を行ってきました。では、それらは町民にどのように評価されているでしょうか。町民の評価は、同和行政の成否のキーポイントになります。

回答者は、同和行政をどのように評価しているでしょうか。調査では、回答者に「同和問題を解決するために行われてきた同和地区の環境改善、学校教育、社会教育の充実、雇用の促進など『同和行政・教育』について、どう思われていましたか」と聞いて、選択肢「①部落差別をなくしていく効果があった。②部落差別の解決に一部効果があったが、差別意識は残った。③部落差別の解決に効果はなかった。④わからない」からどれかを選ぶように指示しています。ここでは、①と②を合わせて「効果があった」に括弧にします。回答結果は、図38をご覧ください。

図38 同和行政の評価(回答者293人)



「効果はあった」と答えた人は42.7%で、回答者の半数に及びませんでした。「効果がな

かった」と答えた回答者が少ないとはいえ、回答者の多くは、「わからない」と意見を保留しています。性別では、この傾向に際立つ差異はありませんでした。世代別では、若年層に「わからない」と答えた人がより多いという点を除いて（若年層 72.6%、中年層 41.4%、傾向の際立つ差異はありませんでした。

2007 年調査と比べて、「効果があった」と答えた人が減り（54.2%→42.7%）、「わからない」と答えた人が増えました（30.8→49.8%）。

つぎに、同対審答申を知っている回答者は、同和行政をどのように評価しているでしょうか。表 39 をご覧ください。

表39 同対審答申の知識×同和行政の評価

	効果があった	効果がなかった	わからない	計
知っている	54.0	7.0	39.0	200
知らない	17.9	8.4	71.6	93
計	125	22	146	293人

同対審答申を「知っている」回答者は「効果があった」と答える傾向にあり、「知らない」回答者は「わからない」と答える傾向にあります。同和行政の評価における同対審答申の役割は、明確といえるでしょう。

2007 年調査と比べて、「知っている」「知らない」と答えた人のいずれも、「効果があった」と答えた人が減り（それぞれ 60.0%→54.0%、35.8%→17.9%）、「わからない」と答えた人が増えました（それぞれ 25.5%→39.0%、47.4%→71.6%）。

また、同和問題の認知と同和行政の評価の関係はどうでしょうか。表 40 をご覧ください。

表40 同和問題の認知×同和行政の評価

	効果があった	効果がなかった	わからない	計
あると思う	57.8	9.1	33.1	154
ないと思う	49.2	8.8	42.1	57
わからない	10.7	4.0	85.3	75
計	125	22	139	286人

同和問題が「あると思う」回答者は、「ないと思う」回答者より、同和行政に「効果があった」と思う傾向にあります。とはいえ、それは際立つ傾向とまではいえません。

2007 年調査と比べて、「あると思う」において、「効果があった」と答えた人が減り



(66.5%→57.8%)、「わからない」と答えた人が増えました(18.1%→33.1%)。

つぎに、自然解消論への意見と同和行政の評価の関係はどうでしょうか。表 41 をご覧ください。

表41 自然解消論への意見×同和行政の評価

	効果があ った	効果が なかった	わからない	計
なくなる	48.5	11.8	39.7	68
なくなる ない	58.1	9.5	32.4	105
わからない	25.7	3.5	70.8	113
計	123	22	141	286人

部落差別は自然には「なくなる」と答えた人は、「なくなる」と答えた人より「効果があつた」と答える傾向にあります。

2007 年調査と比べて、「なくなる」「わからない」と答えた人のいずれにおいても、「効果があつた」と答えた人が減って(それぞれ 72.0%→58.1%、37.8%→25.7%)、「わからない」と答えた人が増えました(それぞれ 15.9%→32.4%、50.5%→70.8%)。

最後に、人権問題に関する経験と同和行政の評価の関係についてです。表 42 をご覧ください。まず、家族と人権問題を話題にした経験についてです。「話題にした」と答えた人は、明確に同和行政の「効果があつた」と思う傾向にあります。つぎに、啓発記事を「読んでいる」回答者は、「まったく読んでない」回答者より、「効果があつた」と答える傾向にあります。ここから、人権問題に関する経験は、同和行政の評価に明確な影響を与えていると指摘できます。

表42 人権問題の経験×同和行政の評価

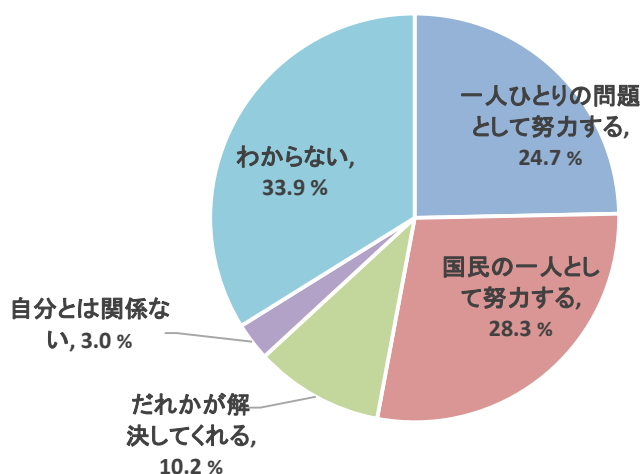
家族と話題にした経験×同和行政の評価				
	効果があ った	効果が なかった	わからない	計
話題にした	72.3	3.1	24.6	65
しなかった	33.8	9.5	56.7	201
一人ぐらし	37.0	3.7	59.3	27
計	125	22	146	293
啓発記事を読んだ経験×同和行政の評価				
いつも読んでいる	70.6	2.9	26.5	34
読んだり読まなかったり	51.4	5.5	43.2	146
まったく読んでいない	7.4	12.0	65.7	108
計	123	22	143	288

2007年調査と比べて、「話題にした」と答えた人において、「効果があった」と答えた人が増え（61.3%→72.3%）、「話題にしなかった」と答えた人において、「効果があった」と答えた人が減り（46.4%→33.8%）、「わからない」と答えた人が増えました（39.8%→56.7%）。啓発記事については、「いつも読んでいる」回答者では明確な差異はなく、「読んだり読まなかったりする」回答者において、「効果があった」と答えた人が減り（58.0%→51.4%）、「わからない」と答えた人が増えました（25.9%→43.2%）。

#### 4 同和問題との関わり

同和問題は、一人ひとりが自分の問題として受け止めて努力することなしに解決しません。調査では、回答者の同和問題との関わりについて聞いています。回答者に「あなたご自身と、同和問題とのかかわりについて、どのようにお考えでしょうか。あなたの考えに近いものを1つ選んでください」と聞いて、選択肢「①同和問題は同和地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく。②同和問題は日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく。③同和問題は自分と直接は関係ないが、日本の社会問題であり、だれかしかるべき人が解決してくれると思う。④同和問題は、同和地区の人たちだけの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う。⑤わからない」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図43をご覧ください。

図43 同和問題への関わり(回答者304人)



「一人ひとりの問題として」と答えた人が24.7%で、これに「国民の一人として」と答えた人を合わせて53.0%になります。

2007年調査と比べて、同和問題の解決に「一人ひとりの問題として」と「国民の一人として」と答えた人が減って（合わせて64.8%→53.0%）、「わからない」と答えた人が増えま

した（22.6%→33.9%）。

性別では、傾向に際立つ差異はありませんでした。世代別は、表 44 をご覧ください。

「一人ひとりの問題として」と「国民の一人として」（努力していく）を合わせると、若年層

表44 世代×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題として	国民の一人として	だれかが解決してくれる	自分とは関係ない	わからない	計
若年層	16.2	17.6	12.2	2.7	51.4	74
中年層	29.4	32.4	7.8	1.0	29.4	102
高年層	25.8	31.3	10.9	4.7	27.3	128
計	75	96	31	9	103	304人

33.8%、中年層 61.8%、高年層 57.1%になります。若年層と中年層の比率の開きは、同和教育を受けた経験の有無によるものでしょうか。

2007 年調査と比べて、すべての世代において「一人ひとりの問題として」「国民の一人として」と答えた人が減り、「わからない」と答えた人が増えました。

同和問題の認知と同和問題との関わり関係はどうでしょうか。表 45 をご覧ください。

表45 同和問題の認知×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題として	国民の一人として	だれかが解決してくれる	自分とは関係ない	わからない	計
あると思う	31.0	35.4	10.8	3.2	19.6	158
ないと思う	25.0	28.3	15.0	5.0	26.7	60
わからない	13.0	15.6	3.9	1.3	66.2	77
計	74	85	29	9	98	295人

「一人ひとりの問題として」と「国民の一人として」を合わせて、部落差別は今も「あると思う」回答者が 66.4%、「ないと思う」回答者が 53.3%でした。ここに、同和問題の認知と同和問題への関わりに明確な関係が指摘されます。

2007 年調査と比べて、すべての回答者において、「一人ひとりの問題として」と「国民の一人として」と答えた人が減り、「わからない」と答えた人が増えました。

では逆に、同和問題との関わりから同和問題に関する意見と態度をみると、どうでしょうか。まず、同和問題との関わりと同和行政の評価の関係についてです。表 46 をご覧ください。

表46 同和問題との関わり×同和行政の評価

	効果があ った	効果が なかった	わからない	計
一人ひとりの問題として	68.5	4.1	27.4	73
国民の一人として	57.3	9.8	32.9	82
だれかが解決してくれる	39.3	10.7	50.0	28
自分とは関係ない	12.5	25.0	62.5	8
わからない	14.1	6.1	79.8	99
計	123	22	145	290人

同和問題との関わりが積極的な回答者ほど、同和行政の「効果はあった」と答える傾向にあります。すなわち、「一人ひとりの問題として」と答えた人は、同和行政の「効果があった」と思う傾向にあり、「国民の一人として」と答えた人がこれに続きます。同和問題へ積極的に関わる人は、同和行政と近い距離にわが身を置いているのでしょう。

2007年調査と比べて、「一人ひとりの問題として」と答えた人において、同和行政の評価の傾向に際立つ差異はみられず、「国民の一人として」と答えた人において、「効果があった」と答えた人が減って（73.8%→57.3%）、「わからない」と答えた人が増えました（19.0%→32.9%）。

表46にみられる傾向は、人権問題への態度についても指摘されます。表47をご覧ください。同和問題を「一人ひとりの問題として」と答えた人は、人権問題の解決において「できる  
ところから行動したい」と答える傾向にあり、これに「国民の一人として」が続いています。同和問題へ前向きに関わる態度と人権問題への前向きな態度と照応しています。これに対して、「国民の一人として」と答えた人は、「できるところから行動したい」と「何をすればいいかわからない」に分かれる傾向にあります。このことは、「国民の一人として」の態度は、同和問題の解決に「努力する」とはいうものの、実際は同和問題からやや遠い距離にあることを示していま

表47 同和問題との関わり×人権問題の解決への態度

	できること から行動	何をすれば いいか	だれかに解決 してほしい	自分とは関 係ない	わからない	計
一人ひとりの問題として	57.3	25.3	6.7	1.3	9.3	75
国民の一人として	44.7	42.4	4.7	1.2	7.1	85
だれかが解決してくれる	12.9	16.1	41.9	3.2	25.8	31
自分とは関係ない	12.5	0.0	0.0	62.5	25.0	8
わからない	12.6	19.4	11.7	1.9	54.4	103
計	99	80	34	10	79	302人

す。

2007年調査と比べて、「一人ひとりの問題として」と「国民に一人として」と答えた人にお

いて、「できるところから行動する」と答えた人が減りました（67.8%→57.3%）。

また、表 48 をご覧ください。同和問題を「一人ひとりの問題として」と思う回答者は、差別的言動の「まちがいを説明する」と答える傾向にあります。

表48 同和問題との関わり×差別的言動への対応

	まちがいを説明する	説明の自信がない	関係ないこと	相手に合わせる	その他	計
一人ひとりの問題として	62.0	25.4	5.6	5.6	1.4	71
国民の一人として	52.6	39.7	3.8	2.6	1.3	78
だれかが解決してくれる	17.9	53.6	21.4	0.0	7.1	28
自分とは関係ない	11.1	11.1	55.6	22.2	0.0	9
わからない	17.0	46.8	17.0	10.6	8.5	94
計	107	109	34	18	12	280人

2007年調査と比べて、傾向に際立つ差異はありませんでした。

最後に、家族と人権問題を話題にした経験と同和問題との関わりについてみます。表 49 をご覧ください。

「話題にした」回答者の 86.8%が「一人ひとりの問題だ」「国民の一人として努力する」と答えており、それは「話題にしなかった」回答者の 43.5%を大きく上回っています。家族と人権問題を話題にした経験は、同和問題への関わりに明確に影響していることが指摘されます。

表49 家族と話題にした経験×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題として	国民の一人として	だれかが解決してくれる	自分とは関係ない	わからない	計
話題にした	41.2	45.6	1.5	1.5	10.3	68
しなかった	20.1	23.4	13.9	2.9	39.7	209
一人ぐらし	18.5	22.2	3.7	7.4	48.2	27
計	75	86	31	9	103	304人

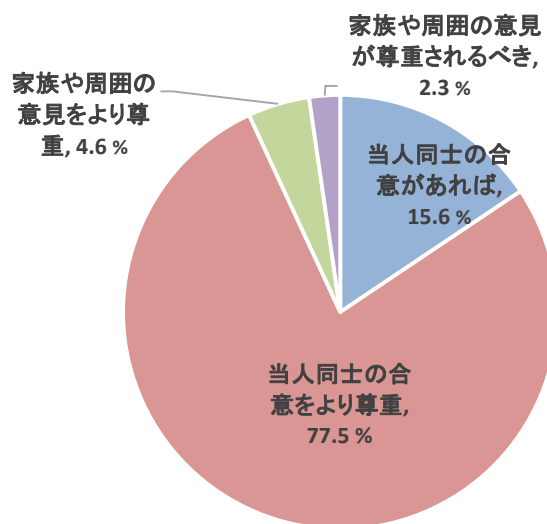
2007年調査と比べて、「話題にした」回答者において、「一人ひとりの問題として」「国民の一人として」と答えた人が増え（78.1%→86.8%）、「しなかった」回答者において減りました（52.8%→43.5%）。

## 5 結婚に関する態度

もっとも厳しい部落差別は、結婚に関わる場面にあるといわれます。同対審答申も、結婚差別を「部落差別の最後の越え難い壁」と表現しています。調査でも、結婚に関わる質問をしています。結論を先取りしていえば、その回答は、調査の全回答のいわばホンネ度をみる尺度となっています。結婚に関する意見は、同和問題に関するタテマエを炙り出しています。

調査では、まず、人権問題の一つとして結婚に関する意見を聞いています。これを「一般の結婚」と呼ぶことにします。回答者に「結婚は二人の合意により成立することになっていますが、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思われますか」と聞いて、選択肢「①当人同士の合意があればよい。まわりの意見に左右されるべきではない。②家族やまわりの人意見も無視できないが、当人同士の合意がより尊重されるべきである。③当人同士の合意も無視できないが、家族やまわりの人意見がより尊重されるべきである。④当人同士の合意より、家族やまわりの人意見が尊重されるべきである」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図50をご覧ください。

図50 「一般の結婚」に関する意見(回答者302人)



「当人同士の合意があればいい」と思う回答者は 15.6%に止まりますが、「当人同士の合意を尊重する」を合わせると、当人の合意を重視する回答者は 93.1%に上ります。これは、素晴らしい数値です。

2007年調査と比べて、傾向に際立つ差異はありませんでした。

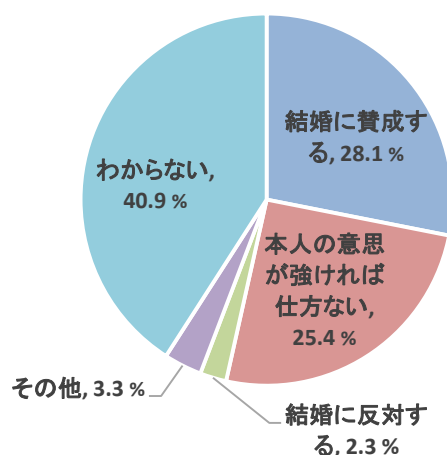
性別での回答は、表 51 をご覧ください。男性は「当人同士の合意でいい」、女性は「当人同士の合意を尊重」と思う傾向にあります。結婚の意思決定に男性と女性に差があるということでしょうか。世代別では、「一般の結婚」への意見に際立つ差異はみられませんでした。

表51 性別×「一般の結婚」への意見

	当人同士の合意でいい	当人同士の合意を尊重	家族周囲の意見を尊重	家族周囲の意見を尊重	計
男	22.7	72.7	2.3	2.3	128
女	10.3	81.0	6.3	2.3	174
計	47	234	14	7	302人

つぎに調査では、同和地区出身の人と家族の結婚について質問しています。これを「家族の結婚」と呼ぶことにします。回答者に「あなたの家族が、同和地区出身の人との結婚を考えていたら、あなたはどうしますか」と聞いて、選択肢「①結婚に賛成する。②結婚に反対する。③本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる。④その他。⑤わからない」からどれかを選ぶように指示しています。回答結果は、図 52 をご覧ください。

図52 「家族の結婚」への態度(回答者303人)



家族の結婚に「賛成する」と答えた人は 28.1%です。「仕方なく受け入れる」と答えた人と合わせても、53.5%です。先にみた「一般の結婚」における「当人同士の合意」を重視する回答者の 93.1%から 39.6%もの減少です。ここに「家族の結婚」におけるホンネの姿をみることができます。さらにこの質問で留意しなければならないのは、「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」とは、「本人の意思が強くなければ」結婚を受け入れないという意

味だということです。「わからない」の態度も、実際には「結婚に反対する」へ同調する可能性が大きいでしょう。すなわち、確実に同和地区出身の人と家族の結婚に「賛成する」のは、3割弱の回答者だけということです。現実の結婚差別の厳しさを思えば、そのように解釈せざるをえません。

2007年調査と比べて、傾向に際立つ差異は見られませんでした。さらに、「家族の結婚」への態度において、性別では際立つ傾向はありませんでした。世代別では、表53をご覧ください。

表53 世代×「家族の結婚」への態度

	賛成する	仕方なく受け入れる	反対する	わからない	計
若年層	37.5	8.3	2.8	51.4	72
中年層	38.4	25.3	1.0	35.4	99
高年層	17.7	37.1	3.2	41.9	124
計	29.5	26.1	2.4	42.0	295人

ここで留意すべきは、「賛成する」において若年層と中年層の比率に開きがないものの、中年層の「仕方なく受け入れる」の比率が若年層を上回っていることです。それは、中年層に同和教育の影響があるからでしょうか。また、若年層の半数が「わからない」と答えています。若年層の多くが、「家族の結婚」に曖昧な態度を示しています。全国の実態調査において、若年層ほど結婚差別を経験した人が多いという結果が報告されていますが、これはその事実を想起させる結果です。若者の曖昧な態度の背後には、結婚は親に祝福されたいと思う「家族愛」が、差別をする親の態度に抗えないという優柔不断な生き方があります。

2007年調査と比べて、若年層で「賛成する」と答えた人が減り（43.7%→37.5%）、「分からない」と答えた人が増えました（35.6%→51.4%）。中年層で「賛成する」と答えた人が増えました（21.1%→38.4%）。

つぎに、同和問題に関する態度、すなわち同和問題との関わりや差別的な言動への対応と「家族の結婚」への態度は、どんな関係にあるのでしょうか。表54をご覧ください。

表54 同和問題との関わり・差別的言動への態度×「家族の結婚」

	賛成する	仕方なく受け入れる	反対する	わからない	計
同和問題との関わり					
一人ひとりの問題	44.6	29.7	0.0	23.0	74
国民の一人として努力	33.3	38.3	1.2	27.2	81
差別言動への態度					
まちがいを説明する	39.1	0.2	1.8	27.3	110人

表は、同和問題に関する前向きな態度の項目のみについて、「家族の結婚」への態度を



みたものです。同和問題を「一人ひとりの問題として」と思う回答者の 44.6%が、「家族の結婚」に「賛成する」と答えています。また、差別的言動の「まちがいを説明する」と答えた人の 39.1%が、「賛成する」と答えています。すなわち、同和問題に関する態度において前向きの人で「家族の結婚」に賛成する人は、これだけということです。あとの人は、態度が崩れています。ここに、「家族の結婚」が、同和問題に関する態度のホンネを炙り出す姿をみることができます。また、「仕方なく受け入れる」の意見の危うさについては、先に述べたとおりです。

2007 年調査と比べて、傾向に際立つ差異はみられませんでした。

最後に、人権問題の経験と「家族の結婚」への態度の関係についてみます。表 55 をご覧ください。家族と人権問題を「話題にした」経験のある回答者、啓発記事を「いつも読んでいる」回答者において、「家族の結婚」に「賛成する」と答えた比率が突出しています。反対に、「話題にしなかった」「読んだり読まなかったりしている」回答者は、「家族の結婚」について「わからない」と答える傾向にあります。ここから、人権問題に関わる経験は、「家族の結婚」への態度に明確な影響を与えていることが指摘されます。

2007 年調査と比べて、「話題にした」「いつも読んでいる」回答者において、「賛成する」と答えた人が増えました（それぞれ 29.9%→44.8%、34.0%→52.8%）。

表55 人権問題に関わる経験×「家族の結婚」

家族と話題にした経験×「家族の結婚」					
	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	わからない	計
話題にした	44.8	26.9	3.0	25.4	67
しなかった	27.4	25.9	2.0	44.8	201
一人ぐらし	7.4	25.9	3.7	63.0	27
計	87	77	7	124	295人
啓発記事んだ経験×「家族の結婚」					
いつも読んでいる	52.8	25.0	0.0	22.2	36
読んだり読まなかったり	26.0	28.7	2.7	42.7	150
読まない	26.9	22.1	2.9	48.1	104
計	86	75	7	122	290人

## IV まとめ

### 1 人権問題に関する意識

回答者の人権問題に関する意識の特徴は、つぎのようにまとめられます。

- (1) 人権問題の知識において、大崎上島町で設けている「本人通知制度」を知っている回答者は 55.0%でした（表 3）。「人権擁護委員」を知っている回答者は 15.4%に止まっています。
- (2) 人権問題の認知において、同和問題があると思う回答者は 50.9%に止まっています（表 4）。2007 年調査ではなかった性的マイノリティの問題があると思う回答者は、48.4%でした。アイヌ問題があると思う回答者は、わずか 23.6%でした。
- (3) 人権問題の解決への取組みが「必要である」と答えた人が 96.7%に達しています（図 6）。これは素晴らしい数値です。
- (4) しかしそれは、人権問題への態度を明確に導いていません。人権問題への関わりにおいて「できるところから行動したい」と思う回答者の比率は 33.7%に落ちています（表 9）。人権問題への主体的な関わりを問われて、多くの回答者で取組みへの意思が崩れています。いわば正しい意見は正しい行動に結びついていません。
- (5) 他方で、人権問題への態度（「できるところから行動したい」）と差別的言動への態度（「まちがいを説明する」）には、明確な相関関係にあります（表 10）。
- (6) 人権を侵害された経験のある回答者は 60 人（18.9%）（図 11）で、家族と人権問題を話題にしたことのある回答者は 73 人（31.0%）（図 14）で、広報の啓発記事をいつも読んでいる回答者は、わずか 38 人（12.2%）（図 19）でした。
- (7) 人権を侵害された経験は、人権問題の認知と態度に明確に影響を与えています（表 12、表 13）。また、「家族と人権問題を話題にした」経験は、人権問題の知識、認知、意見、態度に明確に影響を与えています（表 15、表 16、表 17、表 18）。さらに、人権啓発記事を「いつも読んでいる」経験は、人権問題の知識、認知、意見、態度に明確に影響を与えています（表 21 表 22、表 23、表 24）。全体として人権問題に関する経験は、人権問題の知識、認知、意見、態度に明確な影響を与えています。ただし、最後の啓発記事については、回答者が少ない（11.9%）ため（図 19）、明確な傾向を断定しがたい状態にあります。
- (8) 2007 年調査と比べて、つぎのような傾向の差異が指摘されます。それは、この 10 年間における回答者（町民）の人権問題に関する意識の変化を示唆しています。一つ、

人権問題の知識度および認知度が、全般として低下しています（表 3、表 4）。二つ、人権問題との関わりにおいて「できるところから行動したい」と答えた人が減り、「わからない」と答えた人が増えています（図 7 に関連、以下同じ）。差別的言動への態度において「まちがいを説明する」と答えた人が減っています（図 8 の箇所）。こうして、全体として人権問題への積極的な態度が後退しています。三つ、家族と人権問題を「話題にした」回答者、および人権啓発記事を「読んでいる」回答者が減っています（図 14、図 19）。こうして、人権問題への前向きの行動が後退しています。四つ、クロス表にみる傾向の差異は、各表の箇所で説明したとおりです。

こうして、人権問題に関する意識は、10 年前と比べて全体として後退しています。それは、人権問題への取組みが、全体的に滞っていることの現れでしょう。

## 2 同和問題に関する意識

回答者の同和問題に関する意識の特徴は、つぎのようにまとめられます。

- (1) 回答者の 55.5%が、同和問題を子どもの頃に知っています（図 26）。回答者の 39.6%が、学校の授業（同和教育）で知っています（表 28）。
- (2) 回答者の 52.8%が、同和問題が今もあると思っています（図 29）。この認知は、回答者の同和行政の評価や同和問題との関わりに明確な影響を与えています。
- (3) 回答者の 79.9%が、結婚の場面で同和問題が生じると答えています（表 30）。また回答者の 50.9%が、「居住地を聞かれたとき」（その多くはおそらく問い聞き）と答えています。結婚が、もっとも多く同和問題が生じる場面になっています。
- (4) 同和問題の原因では、回答者の選択において、同和問題への取組みの不十分さに求める回答群と、同和行政自体に求める回答群が拮抗する傾向にあります（表 31）。後者の多くは、部落差別は「自然になくなる」の意見に結びついています。
- (5) 部落差別は「自然になくなる」と思う回答者は 24.6%です（図 33）。この自然解消論は、だから同和問題の解決の努力は無用だという考えを導きます。また、「わからない」と答えた人は 39.7%でした。この回答は、解決の努力は無用だという考えに準じます。自然には「なくならない」の意見は、同対審答申を「知っている」（表 35）、同和問題が「今もあると思う」（表 36）、家族と人権問題を「話題にした」（表 37）と答えた人に多くなっています。
- (6) 同和問題の解決に同和行政が「効果があった」と思う回答者は、42.7%でした（図 38）。この評価は、同和問題が「今もあると思う」（表 41）、家族と人権問題を「話題にした」（表 42）、啓発記事を「いつも読んでいる」（表 42）と答えた人に多くなる傾

向にありました。

(7) 同和問題の解決に「努力する」と答えた人は 53.0%でした（図 43）。この態度は、同和問題が「今もあると思う」（表 45）、同和行政の「効果があった」（表 46）、同和問題の解決に「できるところから行動したい」（表 47）、差別的言動の「まちがいを説明する」（表 48）、家族と人権問題を「話題にした」（表 49）と答えた人に多くなる傾向にありました。

(8) 結婚についてです。「一般の結婚」について、回答者の 93.1%が「当事者同士の合意があればいい」と答えています（図 50）。ところが「家族の結婚」（同和地区出身の人との結婚）では、「結婚に賛成する」と答えた人は 28.1%で、これに「仕方なく受け入れる」を加えても 53.5%に低下しています（図 52）。また、同和問題の解決に「一人ひとりの問題として努力する」、差別言動の「まちがいを説明する」と答えた人も、「家族の結婚」において態度が分かれています（表 54）。

他方で、家族で人権問題を「話題にした」、啓発記事を「いつも読んでいる」と答えた人において、「家族の結婚」において結婚に賛成する人が多い傾向にあります（表 55）。人権問題（や同和問題）に関わった経験は、「家族の結婚」に「賛成する」態度に明確な影響を与えています。

(9) 2007 年調査と比べて、つぎのような傾向が指摘されます。一つ、同和問題を最初に「子どもの頃知った」回答者が減り、「覚えていない」「今も知らない」と答えた人が増えました（図 26に関連、以下同じ）。二つ、同和問題がある場面で「居住地を聞かれたとき」と答えた人が増えました（表 30）。三つ、同和問題の解決に大切なことにおいて、「町民が正しい理解をもち努力すること」「行政が積極的に努力すること」と答えた人が増えました（表 30）。四つ、部落差別は「自然になくなる」と答えた人が減り、「わからない」と答えた人が増えました（図 33）。五つ、同和行政に「効果があった」と答えた人が減って、「わからない」と答えた人が増えました（図 38）。六つ、同和問題との関わりにおいて「一人ひとりの問題として努力する」「国民の一人として努力する」と答えた人が減って、「わからない」と答えた人が増えました（図 43）。七つ、「一般の結婚」および「家族の結婚」における回答の傾向に、今回の調査と際立つ差異はありませんでした（図 50、図 52）。若年層に「家族の結婚」に「賛成する」と答えた人が減って、「わからない」と答えた人が増えました（表 53）。八つ、クロス表にみる傾向の差異は、各表の箇所で説明したとおりです。

こうして、同和問題に関する意識は、10 年前と比べて、意識が改善された部分、変わらない部分もありますが、同和問題との関わりや同和行政の評価などにおいて、後退している部分がめだちます。結婚に関しては、若年層において家族の結婚に「賛成する」が減っ

て、「わからない」が増えていることが、気になります。10年前と比べて、同和問題は、町民の意識からより遠ざかっているように思われます。それは、全体的に同和問題への取組みが滞っていることの現れでしょう。

### 3 結語

今回の調査において、回答者の人権問題に関する意識（知識、認知、意見、態度）にさまざまな問題があり、それは、同和問題に関する意識についても同様であることが、明らかになりました。しかも、回答者の意識の状態は、2007年調査と比べて後退傾向にあることが明らかになりました。

その背景には、人権を軽んじる社会風潮の影響があると思われませんが、最大の原因は、回答者が人権問題、同和問題に接する機会が減ったことにあると思われます。調査において、2007年と比べて、家族と人権問題を「話題にした」回答者が減って、「しなかった」回答者が増えました。人権啓発記事を「いつも読んでいる」回答者が減って、「読んでいない」回答者が増えました。他方で、「話題にした」回答者、「いつも読んでいる」回答者において、人権問題・同和問題の意見や態度は、明確に前向きな傾向にありました。大崎上島町において（も）、学校の同和教育がなくなり、地域の社会啓発が滞っているのでしょう。そのことが、町民の経験に影響しているのでしょう。とくに同和教育がなくなったことは、町民の、同和問題はもとより、人権問題全般に関する意識の後退にも影響しているように思われます。

したがって、この状態を改善し、町民が人権問題に関する意識を高めるためには、人権問題や同和問題に関する取組み、学校や地域での人権・同和教育と社会啓発を活性化させるしかないように思われます。報告書の作成者としてこのような一語を添えて、報告を締めたいと思います。



# 資 料

## V 資料1 単純集計表

【Q0】あなたが回答されましたか。

本人以外が回答	本人が回答	計
13	305	318人
4.1	95.9	100.0

【Q1】ご回答いただくあなたご自身のことについておたずねします。

【Q1-1】あなたの性別をお答えください。

男	女	計
135	183	318人
42.5	57.5	100.0

【Q1-2】あなたの年齢をお答えください。

18歳～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
40	38	51	54	74	61	318人
12.6	11.9	16.0	17.0	23.3	19.2	100.0

【Q1-3】あなたのお仕事は何ですか（おもに従事している職業をお答えください）。

1	2	3	4	5	6	7	8
農林水産業	自営業（製造・販売）	会社・団体役員	専門技術	事務	販売サービス	一般技術・労務	建設・採掘
20	12	25	22	35	7	15	4
6.3	3.8	7.9	6.9	11.0	2.2	4.7	1.3
9	10	11	12	13	14	15	
運輸・通信	主婦	家事手伝い	学生	その他	無職	無回答	計
2	66	1	24	24	60	1	318人
0.6	20.8	0.3	7.5	7.5	18.9	0.3	100.0

【Q1-4】あなたはいつから大崎上島町に住んでおられますか。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
10年未満	10年以前から	20年以前から	30年以前から	40年以前から	50年以前から	60年以前から	生まれたときから	無回答	計
63	25	27	14	25	16	7	137	4	318人
19.8	7.9	8.5	4.4	7.9	5.0	2.2	43.1	1.3	100.0

【Q1-5】あなたはどこにお住まいですか。

1	2	3	4	
大崎地区	東野地区	木江地区	無回答	計
148	90	79	1	318人
46.5	28.3	24.8	0.3	100.0



【Q2】あなたは、つぎの人権に関する宣言や法律、条例などがあることをご存じですか。

【Q2-1】世界人権宣言

1	2	3	4	
よく知っている	名称は聞いたことがあるが、内容はわからない	まったく知らない	無回答	計
64	212	39	3	318人
20.1	66.7	12.3	0.9	100.0

【Q2-2】子どもの権利条約

1	2	3	4	
よく知っている	名称は聞いたことがあるが、内容はわからない	まったく知らない	無回答	計
67	170	79	2	318人
21.1	53.5	24.8	0.6	100.0

【Q2-3】国の同和対策審議会答申

1	2	3	4	
よく知っている	名称は聞いたことがあるが、内容はわからない	まったく知らない	無回答	計
63	154	99	2	318人
19.8	48.4	31.1	0.6	100.0

【Q2-4】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

1	2	3	4	
よく知っている	名称は聞いたことがあるが、内容はわからない	まったく知らない	無回答	計
51	152	112	3	318人
16.0	47.8	35.2	0.9	100.0

【Q2-5】大崎上島町個人情報保護条例

1	2	3	4	
よく知っている	名称は聞いたことがあるが、内容はわからない	まったく知らない	無回答	計
61	130	126	1	318人
19.2	40.9	39.6	0.3	100.0

【Q2-6】大崎上島町「戸籍・住民票の写し等の第三者への交付に係る本人通知制度」

1	2	3	4	
よく知っている	名称は聞いたことがあるが、内容はわからない	まったく知らない	無回答	計
77	98	142	1	318人
24.2	30.8	44.7	0.3	100.0

【Q3】あなたは、この1年間にご家族との間で人権問題についてどの程度話題にされましたか。

1	2	3	4	5	
よく話題にした	ときどき話題にした	ほとんど話題にしなかった	まったく話題にできなかった	一人ぐらしで話題にできなかった	計
3	70	118	97	30	318人
0.9	22.0	37.1	30.5	9.4	100.0

【Q4】Q3で「よく話題にした」「ときどき話題にした」と答えられた方におたずねします。

話題にされたのはどんな問題ですか。＜複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7
同和問題	女性に関する人権問題	高齢者に関する人権問題	障がい者に関する人権問題	子どもに関する人権問題	在日外国人に関する人権問題	アイヌに関する人権問題
33	39	44	58	35	20	9
45.2	53.4	60.3	79.5	47.9	27.4	12.3
8	9	10	11	12	13	
H I V感染者やハンセン病患者に関する人権問題	性的マイノリティに関する人権問題	刑を終えて出所した人に関する人権問題	犯罪被害者に関する人権問題	その他の人権問題	無回答	計
11	17	17	22	10	2	73人
15.1	23.3	23.3	30.1	13.7	2.7	100.0

【Q5】あなたは、現在の日本の社会に人権問題があると思われますか。

【Q5-1】女性に関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
133	125	24	33	3	318人
41.8	39.3	7.5	10.4	0.9	100.0

上記質問で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

【Q5-1-1】女性の人権が尊重されていないと思われる場面 <複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
男は仕事、女は家庭といった固定的な性別役割分担の考え方	職場での待遇	職場や交通機関での性的いやがらせ(セクシャル・ハラスメント)	夫や恋人による暴力(ドメスティック・バイオレンス)	風俗産業・売春・買春	雑誌や広告などによる女性のヌード写真の掲載	婦人・未亡人・女教師のような女性を指して用いられる言葉	その他	無回答	計
136	165	98	91	80	47	55	9	8	258人
52.7	64.0	38.0	35.3	31.0	18.2	21.3	3.5	3.1	100.0

【Q5-1-2】女性の人権を守るために必要なこと <複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
女性が働きやすい社会制度・環境を整備する	行政や警察の人権相談の窓口を充実させる	女性の人権を守るための広報・啓発活動を推進する	職場や組織で重要な地位への女性の配置を促進する	女性への暴力などの犯罪の取締りを強化する	男女平等の教育を徹底する	マスメディアが報道内容に配慮する	その他	無回答	計
208	100	77	110	111	109	59	7	45	318人
65.4	31.4	24.2	34.6	34.9	34.3	18.6	2.2	14.2	100.0

【Q5-2】高齢者に関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
91	129	41	54	3	318人
28.6	40.6	12.9	17.0	0.9	100.0

上記質問で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

【Q5-2-1】高齢者の人権が尊重されていないと思われる場面 <複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7	
高齢者が働く機会が少ない	高齢者を狙う悪徳商法がある	病院・福祉施設での対応が不十分である	高齢者の意見や行動を軽視する	単身高齢者への生活に必要な情報の伝達が不十分である	家庭内での介護や看護において、いやがらせや虐待をする	無回答	計
87	156	79	79	74	54	3	220人
39.5	70.9	35.9	35.9	33.6	24.5	1.4	100.0

【Q5-2-2】高齢者の人権を守るために必要なこと <複数回答>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
高齢者への人権相談・介護相談を充実させる	高齢者の人権を守るための広報・啓発活動を推進する	病院・福祉施設での対応を改善する	働いたり、ボランティアなどの社会参加の機会を増やす	高齢者に配慮した防犯・防災対策を充実させる	地域での交流を促進する	だれもが暮らしやすい環境にする	その他	無回答	計
131	68	108	99	119	136	176	5	59	318人
41.2	21.4	34.0	31.1	37.4	42.8	55.3	1.6	18.6	100.0

【Q5-3】障がい者に関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
141	100	30	43	4	318人
44.3	31.4	9.4	13.5	1.3	100.0

上記質問で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

【Q5-3-1】障がい者の人権が尊重されていないと思われる場面 <複数回答>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
道路や建物などにバリア（障壁）がある	就職・職場において不利益がある	障がい者の意見や行動を軽視する	地域活動などへ気軽に参加できない	見られたり、避けられたりする	賃貸住宅への入居が困難である	障がい者に対する理解が不十分である	結婚にあたって周囲が反対する	その他	無回答	計
128	138	91	71	99	38	170	62	7	8	241人
53.1	57.3	37.8	29.5	41.1	15.8	70.5	25.7	2.9	3.3	100.0

【Q5-3-2】障がい者の人権を守るために必要なこと <複数回答>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
人権相談・福祉相談を充実させる	障がい者の人権を守るための広報・啓発活動を推進する	ユニバーサルデザイン、バリアフリーを促進する	地域活動への参加を促進する	就職の機会を増やす	障がい者へ配慮した防犯・防災対策を充実させる	福祉施策を充実する	その他	無回答	計
122	90	137	105	125	112	154	5	54	318人
38.4	28.3	43.1	33.0	39.3	35.2	48.4	1.6	17.0	100.0

【Q5-4】子どもに関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
79	123	52	59	5	318人
24.8	38.7	16.4	18.6	1.6	100.0

上記質問で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

【Q5-4-1】子どもの人権が尊重されていないと思われる場面 <複数回答>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
保護者のしつけでの体罰を加える	保護者が子どもを虐待する	子どもが他の子どもにいじめを行う	いじめを見て見ないふりをする	保護者が希望する進路をおしつける	教師が生徒に体罰を加える	児童買春・児童ポルノなどがある	その他	無回答	計
72	131	137	147	65	54	73	4	4	202人
35.6	64.9	67.8	72.8	32.2	26.7	36.1	2.0	2.0	100.0

【Q5-4-2】子どもの人権を守るために必要なこと <複数回答>

1	2	3	4	5	6	7
人権相談・子育て・教育相談を充実させる	子どもの人権を守るための広報・啓発活動を推進する	学校での体罰禁止を徹底する	校則・規則をゆるやかにまたは厳しくする	成績だけを重んじる教育のあり方を改める	教師の人間性や資質を高める	家庭内の人権関係を安定させる
145	67	56	52	123	128	109
45.6	21.1	17.6	16.4	38.7	40.3	34.3
8	9	10	11	12	13	
子どもが独立した人格を持っていることを啓発する	児童虐待の早期発見に努める	おとなが地域の子どもたちへの関心を持つ	児童買春・児童ポルノなどの取締りを強化する	その他	無回答	計
88	149	143	74	8	61	318人
27.7	46.9	45.0	23.3	2.5	19.2	100.0

【Q5-5】在日外国人に関する人権問題について <SA>

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
77	95	50	92	4	318人
24.2	29.9	15.7	28.9	1.3	100.0

上記質問で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

【Q5-5-1】外国人の人権が尊重されていないと思われる場面 <複数回答>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
案内板や表示板等への外国語の併記が不十分である	進学や就職・職場において不利益がある	外国人をじつと見たり、避けたりする	賃貸住居への入居が困難である	外国人に対する理解が不十分である	結婚にあたって周囲が反対する	外国人ということだけで犯罪者扱いする	永住外国人に選挙権がない	その他	無回答	計
77	75	63	32	113	35	32	43	2	9	172人
44.8	43.6	36.6	18.6	65.7	20.3	18.6	25.0	1.2	5.2	100.0

【Q5-5-2】外国人の人権を守るために必要なこと <複数回答>

1	2	3	4	5	6	7
人権相談を充実させる	在日韓国・朝鮮人など、日本に永住する外国人への理解を深める	出稼ぎで来ている外国人（技能実習生など）への理解を深める	外国人の文化や生活習慣を理解する	支援ボランティアなどを育成する	外国人の人権を守るための広報・啓発活動を推進する	外国人との交流の機会を増やす
63	112	113	110	46	37	95
19.8	35.2	35.5	34.6	14.5	11.6	29.9
8	9	10	11	12	13	
永住外国人に選挙権を与える	法律から就職における国籍条項（外国人除外の規程）	ヘイトスピーチ規制法の主旨を周知徹底させる	外国人が暮らしやすい環境にする	その他	無回答	計
39	25	40	93	4	103	318人
12.3	7.9	12.6	29.2	1.3	32.4	100.0

【Q5-6】アイヌの人々に関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
34	41	43	192	8	318人
10.7	12.9	13.5	60.4	2.5	100.0

【Q5-7】H I V感染者、ハンセン病患者等に関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
88	82	32	106	10	318人
27.7	25.8	10.1	33.3	3.1	100.0

【Q5-8】性的マイノリティに関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
85	69	19	135	10	318人
26.7	21.7	6.0	42.5	3.1	100.0

【Q5-9】刑を終えて出所した人に関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
118	97	21	73	9	318人
37.1	30.5	6.6	23.0	2.8	100.0

【Q5-10】犯罪被害者に関する人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
109	93	21	84	11	318人
34.3	29.2	6.6	26.4	3.5	100.0

【Q5-11】インターネットにおける人権問題について

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
135	62	17	96	8	318人
42.5	19.5	5.3	30.2	2.5	100.0

上記質問で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

【Q5-12】インターネットにおける人権問題 内容 <複数回答>

1	2	3	4	5	
特定の個人に対する名誉・信用の毀損、侮辱	個人情報の無許可での漏洩	部落差別や在日外国人、社会的弱者に対する差別的な書き込み	その他	無回答	計
108	64	26	2	2	197人
54.8	32.5	13.2	1.0	1.0	100.0

【Q6】あなたは過去3年間、自分の人権が侵害されたとされたことがありますか。

1	2	3	4	
あると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
60	156	88	14	318人
18.9	49.1	27.7	4.4	100.0

【Q7】上記質問で「ある」と答えた方におたずねします。

【Q7-1】どのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。＜複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7	
うわさ、悪口、 かげ口	仲間はず れ、嫌がらせ	名誉・信用 毀損、侮辱	差別待遇	職場での不 当な待遇	プライバシー の侵害	夫、恋人に よる暴力 (ドメスティ ク・バイオレン ス)	
29	18	20	2	17	14	4	
48.3	30.0	33.3	3.3	28.3	23.3	6.7	
8	9	10	11	12	13	14	
セクシャル・ハ ラスメント(職 場などでの性 的いやがら せ)	ストーカー行 為(つきまと い行為)	虐待	悪臭・騒音な どの公害	信案・性別・ 生まれなどの 理由での不 平等、または 不利益な扱 い	その他	無回答	計
1	0	0	8	3	6	1	60人
1.7	0.0	0.0	13.3	5.0	10.0	1.7	100.0

【Q7-2】その時どのような対応をされましたか。＜複数回答＞

1	2	3	4	5	6	
友だち・同僚 に相談した	家族や親族 に相談した	職場の上司 に相談した	弁護士に相談 した	法務局また は人権擁護 委員に相談 した	町役場に相 談した	
30	22	3	0	0	3	
50.0	36.7	5.0	0.0	0.0	5.0	
7	8	9	10	11	12	
警察に相談し た	民間団体に 相談した	自分で解決 した	何もしないで 我慢した	その他	無回答	計
0	1	11	31	5	3	60人
0.0	1.7	18.3	51.7	8.3	5.0	100.0

【Q8】職場や地域、家庭の中で同和問題やさまざまな人権問題について差別的な言動が出たとき、あなたならどのようにされますか。

1	2	3	4	5	6	
自分で差別の まちがいを説 明する	説明する自 信がないの で、そのまま にしておく	自分には関 係のないこ とだから、そ のままにす ておく	相手の意見に あわせてしま う	その他	無回答	計
105	109	36	19	22	27	318人
33.0	34.3	11.3	6.0	6.9	8.5	100.0

【Q9】結婚は二人の合意により成立することになっていますが、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思われますか。

1	2	3	4	5	
本人同士 の合意があ ればよい。 まわりの 意見に左右 されるべき ではない	家族やまわ りの人の意 見も無視で きないが、 本人同士 の合意がよ り尊重され べきである	本人同士 の合意も無 視できない が、家族 やまわりの 人の意見 がより尊重 されるべき である	本人同士 の合意より 、家族や まわりの人 の意見が 尊重され るべきである	無回答	計
47	234	14	7	16	318人
14.8	73.6	4.4	2.2	5.0	100.0

【Q10】あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃でしょうか。

1	2	3	4	5	
子どもの頃 (18歳以前)	おとな(18歳以後)に なってから	いつ頃知った のか、覚えて いない	今も知らない	無回答	計
175	47	53	40	3	318人
55.0	14.8	16.7	12.6	0.9	100.0

【Q11】上記質問でQ10-1・Q10-2・Q10-3と答えられた方におたずねします。

あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけはつぎのうちどれですか。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
家族や、親戚 の人から聞いた	職場の人から 聞いた	近所の人から 聞いた	本を読んで 知った	新聞などマス コミで知った	学校の友だ ちから聞いた	学校の授業 で教えても らった	その他	はっきり覚え ていない	無回答	計
58	13	15	10	8	16	108	5	40	2	275人
21.1	4.7	5.5	3.6	2.9	5.8	39.3	1.8	14.5	0.7	100.0

【Q12】部落差別は今もあると思いますか。

1	2	3	4	5	
あると思う	少しはあると 思う	ないと 思う	わからない	無回答	計
69	93	66	79	11	318人
21.7	29.2	20.8	24.8	3.5	100.0

上記質問で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

【Q12-1】部落差別があるというのはどんな場面ですか。＜複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
結婚	就職	進学	居住地を聞か れたとき	職場でのつ きあい	インターネット での書き込 み	落書き	その他	無回答	計
127	45	17	81	22	31	13	6	3	162人
78.4	27.8	10.5	50.0	13.6	19.1	8.0	3.7	1.9	100.0

【Q12-2】部落差別があるのは、何に原因があると思われるか。＜複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
同和地区の 生活実態が 低い水準に あるから	同和地区に 対する偏見 が強く、町 民の人権意 識が低いから	同和地区住 民の努力が 足りないから	同和問題が 残っているこ とを教育・啓 発で取り上 げて広めて いるから	差別を禁止 する法律が ないから	差別意識を なくすため の教育・啓 発が不十分 であるから	国や県、町 の取組み がまだまだ 弱いから	同和地区だ けに特別な 対策を行っ てきたから	世間では同 和問題に関 する話題を 避ける傾向 にあるから	その他	無回答	計
14	95	10	52	27	56	25	69	72	11	119	318人
4.4	29.9	3.1	16.4	8.5	17.6	7.9	21.7	22.6	3.5	37.4	100.0

【Q13】あなたの家族が、同和地区出身の人との結婚を考えていたら、あなたはどうしますか。

1	2	3	4	5	6	
結婚に賛成す る	結婚に反対 する	本人の意思 が強ければ、 仕方なく受 け入れる	その他	わからない	無回答	計
85	7	77	10	124	15	318人
26.7	2.2	24.2	3.1	39.0	4.7	100.0

【Q14】同和問題を解決するために行われてきた同和地区の環境改善、学校教育、社会教育の充実、雇用の促進など

「同和行政・教育」について、どう思われていましたか。

1	2	3	4	5	6	
部落差別をな くしていく効 果があった	部落差別の 解決に一部 効果があっ たが、差別 意識は残っ た	部落差別の 解決に効果 はなかった	その他	わからない	無回答	計
34	91	22	7	146	18	318人
10.7	28.6	6.9	2.2	45.9	5.7	100.0

【Q15】あなたご自身と、同和問題とのかかわりについて、どのようにお考えでしょうか。

1	2	3	4	5	6	
同和問題は同和地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく	同和問題は日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく	同和問題は自分と直接は関係ないが、日本の社会問題であり、だれかしかるべき人が解決してくれると思う	同和問題は、同和地区の人たちだけの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う	わからない	無回答	計
75	86	31	9	103	14	318人
23.6	27.0	9.7	2.8	32.4	4.4	100.0

【Q16】部落差別は、そっとしておけば自然になくなるという考えがあります。あなたの考えをお聞かせください。

	1	2	3	4
全体	自然になくなる	なくなる	わからない	無回答
318人	75	109	121	13
100.0	23.6	34.3	38.1	4.1

【Q17】同和問題を解決するために、あなたは何が大切だと思いますか。＜複数回答＞

1	2	3	4	5	6	7	8	
町民が同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力すること	行政が問題解決のため積極的に努力すること	同和地区の人が固まって生活しないで、分散して住むこと	自然に解決するのを待つこと	同和地区の人が同和問題の解決をめざして努力すること	その他	わからない	無回答	計
148	75	49	53	30	15	73	29	318人
46.5	23.6	15.4	16.7	9.4	4.7	23.0	9.1	100.0

【Q18】人権を育てていく家庭や、地域づくりについておたずねします。あなたは家族や地域でどうされていますか。

1	2	3	4	5	6	7	
家庭や地域で人権についていつも話し合っている	家庭や地域で人権について時々話し合っている	家庭や地域で人権について話し合ったことがある	家庭や地域で人権について話し合ったことはない	家庭や地域で人権について話し合う必要はない	その他	無回答	計
8	41	117	120	14	7	11	318人
2.5	12.9	36.8	37.7	4.4	2.2	3.5	100.0

【Q19】国際化社会といわれる今日、人権問題は重要な柱となっています。

あなたは人権についてどのようにお考えでしょうか。

1	2	3	4	5	
人権問題への取り組みは、制度として必要である	人権問題への取り組みは、人を思いやることだから必要である	人権問題への取り組みは、わがままな考えだから嫌いだ	その他	無回答	計
65	224	7	4	18	318人
20.4	70.4	2.2	1.3	5.7	100.0

【Q20】毎月発行の町広報に人権啓発記事「人権の視点」を毎回載せていますが、あなたは読まれていますか。

1	2	3	4	5	
いつも読んでいる	読んだり、読まなかったりする	まったく読んでいない	その他	無回答	計
38	158	112	4	6	318人
11.9	49.7	35.2	1.3	1.9	100.0



【Q 2 1】人権侵害について、日本では法務大臣から委嘱された「人権擁護委員」の制度があります。  
大崎上島町には4名の人権擁護委員がおられますが、その方たちの名前をご存じですか。

1	2	3	
知っている	知らない	無回答	計
49	266	3	318人
15.4	83.6	0.9	100.0

【Q21-1】何人知っていますか。

1	2	3	4	5	
1人	2人	3人	4人	無回答	計
17	12	4	6	10	49人
34.7	24.5	8.2	12.2	20.4	100.0

【Q 2 2】あなたは人権問題の解決のためにどのようなことをしようと思いますか。

1	2	3	4	5	6	7	
日常生活の中で何かできることを考え、できるところから行動したい	自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない	自分ではどうしようもない問題なので、だれか分かるべき人に解決してほしい	自分とは直接関係のないことだと思う	その他	わからない	無回答	計
102	81	34	9	6	80	6	318人
32.1	25.5	10.7	2.8	1.9	25.2	1.9	100.0

## V 資料2 自由回答 (文意を変えない範囲で原文を一部変更しています)

最後に、人権問題や教育・啓発活動についてのご意見や人権問題にかかわるあなたご自身の体験などがありましたら、自由にご記入ください。

- 1 自分の意識と向き合うべきだ
- 2 当人たちの努力も必要だ
- 3 家族と仲良くすることが大切だ
- 4 男性の人権が尊重されていない
- 5 悪気がなくても人権侵害だ
- 6 障がいのある子の人権が尊重されていない
- 7 島意識、よそ者意識がある
- 8 教師を教育する制度が必要だ
- 9 身体のことでも虐められてきた
- 10 同和問題の解決に努力したい
- 11 同和地区の人は甘えている
- 12 差別がなくならず残念だ
- 13 差別的なことを言った覚えはない
- 14 人権に差がある
- 15 同和地区のみが良くなるのはいけない
- 16 差別の苦しみを受け継ぐのは疑問だ
- 17 同和問題の学習は大切だ
- 18 質問の意図が分からない
- 19 心の中の差別はどうしようもない
- 20 返信用封筒が小さい
- 21 特定の人たちへの固定観念をなくしていきたい
- 22 人権問題は子どもの方が知っている
- 23 人権の問題にきちんと向き合いたい
- 24 移住してきたがよそ者扱いされた
- 25 差別解消のため行動を取りたい
- 26 親の介護が不安だ
- 27 子に人権問題を話している
- 28 人権は行政にはどうにもできない
- 29 地域の行事に呼ばれなかった
- 30 調査の結果を知りたい
- 31 ヘイトスピーチは問題だ
- 32 同和問題は不断の努力が必要だ
- 33 同和問題は取り上げなくていい
- 34 相互の歩み寄りが必要だ
- 35 外国人の人権が無視されている

### 1 自分の意識と向き合うべきだ（50歳代）

差別意識は誰でも持っている。その自分の意識と向き合い、自分の生き方としてどうしていくのかを考える事が第一のスタートだと考える。そして、誰もが安心して暮らせる社会とはどのようなものをイメージできることから、仲間と共にやっつけていける、地域社会を作る事が重要だと考える。

### 2 当人たちの努力も必要だ（60歳代）

同和問題、人権問題は私たちも考えなくてはならないが、当人達の努力と強さも必要であり、自分から人の中に入って行く様にするのも大切なことであり、自分の殻に閉じこもっていても解決にはならないと思う。それを大きな気持ちで受け入れる人間でなければならないと思う。人にどうにかしてもらうのではなく、自分が強くない限り進歩はないと思う。

### 3 家族と仲良くすることが大切だ（70歳以上）

人権問題と言っても、まず夫婦、子どもと仲良くする事から始めないと、なかなか自分達だけではどうにもなりません。

### 4 男性の人権が尊重されていない（50歳代）

女性の人権が尊重されていないと言われているが、そんなことはないと思う。法律は女性に有利だし、男性の人権が尊重されず、女性の言葉がひどく、男性を怒らせる。女性は人の悪口など、ある事ない事を言いふらす。これこそ人権問題です。嘘を言いふらすのは名誉毀損…犯罪です。女性ばかり人権が尊重されていないと言うのは絶対おかしい。男女平等ではない。平等にしないから世の中が悪くなる。問題が起きる。「男性の人権が尊重されていない」の項目も入れるべき。男性がドメスティックバイオレンスを起こす数より、世の中の大多数の男性が女性の言葉の暴力にあっている。

### 5 悪気がなくても人権侵害だ（30歳代）

これまでその他の欄にいくらか書かせて頂きました。また「嫌がらせ」として受けるのも、嫌なもので腹立たしく思うものですが、相手にその気がない場合はどうなのでしょう？「嫌がらせをしてやろう」という悪気がなければ許されるものなのでしょうか？私は逆のような気がします。悪気がなければ相手を傷付けたことにも気づかないですよ？！それこそが人権侵害なのでは？！私はこの一年で何度もそういうことがありました。話の途中に加わったためか背中を向けられたり、かと思えば私が他の方と話をしていると割って入られたり、私が話を始めるとその場を立ち去られたり…。それなのに次の瞬間、何もなかったかのように接してこられる等。それでもその方は悪気があるわけではない様子でした。何度か母に愚痴ったり、主人に相談して泣いたこともありますが、今では“そういう人”と割り切って付き合える様になってきました。

### 6 障がいのある子の人権が尊重されていない（40歳代）

障害のある子どもを持つ母親です。この町には子どもに療育を受けさせる場も、利用できる制度もありません。そのため子どもを預ける場もなく、フルタイムで働いていた正社員の仕事も辞めざるを得ませんでした。この町にも制度が整っていたならば、仕事を続けることもできたと思います。少数派である立場の人々にとって、とても生きづらい世の中だと実感しています。今でもそのような場を作れないかと声を出していますが、採算がとれない…と言われる。住む場所によって受けられるべき権利が守られないことをとても悔しく思います。

#### 7 島意識、よそ者意識がある（50歳代）

色々例はあるが、結局どうやっても島意識があり、居住者に対するよそ者意識が強くある。住民の質が悪い。

#### 8 教師を教育する制度が必要だ（50歳代）

人権問題等に対する教育をする教師等を教育する制度が必要であると考えている。教育指導は重要であるが、教師指導者を教育する方がもっと重要ではないか？行政も行政を行う教育が重要である。このアンケートに対する結果を出し、それに対する対策をとる事。そしてその対策結果を考慮し、継続することが大切である。

#### 9 身体のことでも虐められてきた（60歳代）

自身の身体のことでも、子どもの頃からずいぶん皆に虐められてきた自分の人生が嫌になることが多々ある中で、絶対にこの人間社会では虐めや差別はなくならないと思います。なので自分自身で強い精神を持ち合わせる人間の育成が必要だと思う。

#### 10 同和問題の解決に努力したい（60歳代）

「同和問題の解決は国民的課題」とされていること。また「国の責務」とされていることでもあるので、「私たち一人一人の課題である」ということを常に意識し、微力ではあるが、できることから取り組んでいきたいと思っている。また、「国の責務」ということでもあるので、行政も力を入れて取り組んで欲しい。21世紀は「人権の世紀」であり、世の中の全ての差別や偏見が解消され、人が人として権利を行使し、平和に生きることのできる社会が実現できれば良いと思っているし、私も少しでも役に立てるよう努力したいと思う。

#### 11 同和地区の人は甘えている（50歳代）

毎日働いて苦労している人はたくさんいます。生活保護、甘えすぎ、自分の周りにはたくさんいますが、自分の食べ物くらい自分で働きなさい。同和の人達だけ甘やかすすぎ。もっと人権よりも前の話ではないでしょうか。

#### 12 差別がなくならず残念だ（60歳代）

私達の年代60代では、学校で学んできました。また、学校現場で長きに渡り同和教育がなされたにも関わらず、現代も尚現存していると思います。残念でなりません。差別が昔より、より表面化しないで陰湿なものになっている場合もあると思います。日常的には女性差別等があることを実感します。

#### 13 差別的なことを言った覚えはない（70歳以上）

どう思われますか、との質問で、私は私なりの考えを言った。しかしそのことが問題になり、数日役場の人から家に来られ、話し合いが行われた。私の中では悪い事を言った覚えもない。部落の人に対して差別的なことを言った覚えもない。その時は何でそういう機会を設けたのか思い悩んだ。それからの私は、この問題について何も言わない方が良いという結論に達した。これを言ったことでまた問題になるか不安。

14 人権に差がある (50歳代)

住む地区により町内でも人権に差があり、人数 = 人権の大小になっている。

15 同和地区のみが良くなるのはいけない (18~20歳)

同和地区のみに対策を打つと、その地域のみがクローズアップされる。町内会全体の環境を良くしないと意味がない。同和地区のみの環境が良くなれば、その他の地区から不満が出るのは当たり前のこと。そのことをよく分かって欲しい。

16 差別の苦しみを受け継ぐのは疑問だ (40歳代)

同和地区問題を初めて知ったのは、中学生になってからでした。それまで何気なく付き合っていた友人がそういう地区に住んでいることを知り、逆に意識をしまって避けてしまうようになったこともあります。実際に差別を受けてきた人々の苦しみは消えないものなのかもしれませんが、それを受け継いでいかなくてはならないものなのか、疑問です。

17 同和問題の学習は大切だ (40歳代)

我が子も含めて、同和問題について学校での学習がされているのか。されていないのであれば、家庭で機会を見て正しく話してやりたいと思う。親の人権意識は子に大きく影響します。

18 質問の意図が分からない (18~20歳)

この質問をしてきた意図が分かりません。何の目的でどう活用したいのか、はっきりさせてください。真面目に答える気になりません。

19 心の中の差別はどうしようもない (70歳以上)

個々の心の中にあるものだから、どうしようもないこと。嫌いな物事を周囲がけしかけても、どうにもなるものではない。

20 返信用封筒が小さい (18~20歳)

返信用封筒が小さい。

21 特定の人たちへの固定観念をなくしていきたい (18~20歳)

一人一人について知らないのに、グループで差別や偏見を抱くのは、不公平だと思う。人は皆良いところも悪いところもあり、それはどんな人種の人でも同じなのだから、特定の人達についての固定概念があるのは残念に思う。全て完全になくすことは現実的に難しいが、自分個人や周りの人から努力していきたいと思う。

## 22 人権問題は子どもの方が知っている（70歳以上）

人権問題については、子供達の方がよく知っている。我々老人はよく知らないし、そのような教育を受けていない。

## 23 人権の問題にきちんと向き合いたい（60歳代）

問題があった時、周りのあらゆる人に相談をすることがあるが、なかなか自分のこととして真剣に解決して下さる人はいません。精神的に自分のこととしてサポートできる人格者がこの島にいないのかと、常々思っています。人権を全うするのは本当に難しいです。それゆえ自分に相談して下さる人にはまっすぐ向き合っ、少しでも解決するよう心がけています。

## 24 移住してきたがよそ者扱いされた（50歳代）

難しいことは分かりませんが、数年前にこの島へ移住しましたが、最初よそ者扱いされ、地域になかなか馴染めなくてストレスが溜まり、体を壊してしまいました。周りの人の目が気になり、この島で働くことはできず、島外へ働きに行くようになり、今では友達が一人でできて色々話ができるようになり、少しずつ落ち着きつつあります。

## 25 差別解消のため行動を取りたい（60歳代）

私は昔、年に1～2回糾弾を受けたり立ち会っていました。この体験は今でも頭にあり、身内からも気を付けるように言われた。職場にもいました。この人達に差別発言があった時に支部へ立ち上げ、攻撃された。今はこのようなことは行っていないが、私は忘れられない。でも何か行動を取りたいと思っている。

## 26 親の介護が不安だ（40歳代）

家族が高齢化し介護が必要となる時、嫁が自宅で見えるもの…といった考え方があるように思う。できたらそうしてあげたいと考えているが、介護離職などを考えると、冴えない気持ちになる。この先の親の介護を想像すると不安になります。

## 27 子に人権問題を話している（40歳代）

私は小学校で人権問題について勉強してきました。私の母の年代（60代）は部落差別（同和地区）を気にする方が多いと思います。私も結婚を決めた時、母は主人に「お父様は何のお仕事をされていますか？」と質問しました。すぐに同和地区かどうか調べているなと気付いた私は、母に抗議しました。妹は結婚相手の親が興信所を使って我が家が同和かどうか調べられました。実際私の友達も同和の人と結婚したため、親に勘当された子もいます。朝鮮人とは結婚するなとも言われたこともあります。今私は中学生の娘に自分が勉強して、人権問題を色々話して聞かせています。この夏は性的マイノリティについて話し合いました。人権問題は絶対になくならないと思います。私は娘にはそれは間違っていると教育しています。みんな口には出さなくても、絶対に偏見や差別（インターネットで悪口）を思ったり言ったりしているはずで。

28 人権は行政にはどうにもできない（70歳以上）

人権は人間全てが平等であり、行政で調整できるものではない。

29 地域の行事に呼ばれなかった（70歳以上）

地区の役員の呼びかけで行われた行事に声をかけてもらえなかった。このような方に地区の世話をしてもらいたくないです。他にもあります。話を聞いてください。お願いします。

30 調査の結果を知りたい（70歳以上）

このようなアンケートは時々書くが、その後の分析結果の公表もなく、利用したような結果も目にしないが、どうなっているのか？行政の自己満足ではないか。

31 ヘイトスピーチは問題だ（18～20歳）

何度か人権関係の講話を聞いたことがありますが、中でも印象的だったのがヘイトスピーチの映像。彼らがあんな偏見に満ちた思想を形成したのは、一体何がきっかけなのか不思議で仕方ありませんでした。ヘイトスピーチなんかやっても誰も幸せになりません。ああいったデモが早くなくなって欲しいです。

32 同和問題は不断の努力が必要だ（70歳以上）

同和对策事業によりある程度解決したと思いますが、不断の努力が必要だと思います。

33 同和問題は取り上げなくていい（30歳代）

同和問題は昔からあった問題（歴史）として考え、こういうことがあったということは残していかなければならないと思うが、現在の子供達の間では何の問題もなく、その地区に住んでいる友達（人達）とも関わっていると思うので、今現在同和問題として大きく取り上げなくても良いと思います。歴史として学ぶという点では、話し合ったり一緒に考えたりしていくことは大切だと思います。

34 相互の歩み寄りが必要だ（30歳代）

一方的に「被害者」を決めて対策をしていだけでなく、相互の歩み寄り、理解、逆差別に対する対策も必要だと思う。外国人等、日本人に対するヘイトスピーチ、自分に都合が悪いことはヘイトスピーチとする等。

35 外国人の人権が無視されている（18～20歳）

家族が外国人であり、永住権もありますが、税金は納めるも選挙権はない。外国人であるのに家族は通称で名字が漢字に変更できるも、自分は日本人でありながらカタカナ表記を変えることができない。

# 付 表



2016 年度

人権問題に関する住民意識調査

大崎上島町

# 大崎上島町

## 人権問題に関する住民意識調査

町民のみなさまには、日頃から町政推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

大崎上島町では、人権尊重の意識を高めるための人権啓発をはじめ、人権に関するさまざまな施策に取り組んでいます。

このたび、より効果的に人権に関する取り組みを進めていくための基礎資料とするため、町民のみなさまの人権に関する意識などについて、アンケート調査を行うこととしました。

この調査は、大崎上島町にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に抽出した800人の方にお願ひし、若い方から高齢の方まで、幅広く貴重なご意見をいただき、指針作りに生かしていきたいと思ひます。

なお、調査にあたっては、無記名で行ひ、調査結果はすべて統計的に処理しますので、個人の回答内容がわかるなど、ご迷惑をおかけすることは決してありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、率直なご意見をご回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

2016年8月

大崎上島町長

### 【ご記入にあたってのお願い】

- ① 回答は、原則として封筒のあて名の方、ご本人がご記入ください。  
ただし、障がいや病気あるいは高齢などの理由により、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方がご本人にかわってご記入ください。
- ② 回答は、あてはまる番号を口の中にご記入ください。「その他」の番号を選んだ場合は、( ) に具体的な内容をご記入ください。
- ③ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、9月15日(木)までに郵便ポストへ投函ください。(切手は不要です。)

※ このアンケートについてご不明な点、ご質問などがございましたら、下記へお問い合わせください。

大崎上島町 住民課 人権・広報統計係  
〒725-0231 大崎上島町東野 6625-1  
電話 0846-65-3114  
FAX 0846-65-3198

## 住民意識調査〔質問〕項目

の中にあてはまる番号をご記入ください。

本人以外が回答の場合、  
右に○をご記入ください

〔質問1〕 ご回答いただくあなたご自身のことについておたずねします。

(1) あなたの性別をお答えください。

- ① 男                      ② 女

1

(2) あなたの年齢をお答えください。

- ① 18歳～20歳代    ② 30歳代    ③ 40歳代  
④ 50歳代            ⑤ 60歳代    ⑥ 70歳以上

2

(3) あなたのお仕事は何ですか（おもに従事している職業をお答えください）。

- ① 農林水産業                      ② 自営業（製造・販売）  
③ 会社・団体役員                ④ 専門技術  
⑤ 事務                              ⑥ 販売サービス  
⑦ 一般技術・労務                ⑧ 建設・採掘  
⑨ 運輸・通信                    ⑩ 主婦  
⑪ 家事手伝い                    ⑫ 学生  
⑬ その他（具体的に：                      )  
⑭ 無職

3

(4) あなたはいつから大崎上島町に住んでおられますか。

- ① 10年未満                      ② 10年以前から  
③ 20年以前から                ④ 30年以前から  
⑤ 40年以前から                ⑥ 50年以前から  
⑦ 60年以前から                ⑧ 生まれたときから

4

(5) あなたはどこにお住まいですか。

- ① 大崎地区                      ② 東野地区  
③ 木江地区

5

〔質問2〕あなたは、つぎの人権に関する宣言や法律、条例などがあることをご存じですか。つぎの（1）から（6）のすべてについてお答えください。

（1）世界人権宣言

- ① よく知っている。
- ② 名称は聞いたことがあるが、内容はわからない。
- ③ まったく知らない。

6

（2）子どもの権利条約

- ① よく知っている。
- ② 名称は聞いたことがあるが、内容はわからない。
- ③ まったく知らない。

7

（3）国の同和対策審議会答申

- ① よく知っている。
- ② 名称は聞いたことがあるが、内容はわからない。
- ③ まったく知らない。

8

（4）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

- ① よく知っている。
- ② 名称は聞いたことがあるが、内容はわからない。
- ③ まったく知らない。

9

（5）大崎上島町個人情報保護条例

- ① よく知っている。
- ② 名称は聞いたことがあるが、内容はわからない。
- ③ まったく知らない。

10

（6）大崎上島町「戸籍・住民票の写し等の第三者への交付に係る本人通知制度」

- ① よく知っている。
- ② 名称は聞いたことがあるが、内容はわからない。
- ③ まったく知らない。

11

※「戸籍・住民票の写し等の第三者への交付に係る本人通知制度」は、戸籍謄本などの不正取得の早期発見や不正請求の抑止を目的として、事前に登録された方の戸籍謄本などを弁護士など第三者に交付した場合に、交付した内容を本人にお知らせするものです。

〔質問3〕あなたは、この1年間にご家族との間で人権問題についてどの程度話題にされましたか。

- ① よく話題にした。
- ② ときどき話題にした。
- ③ ほとんど話題にしなかった。
- ④ まったく話題にしなかった。
- ⑤ 一人ぐらしで話題にできなかった。

12

〔質問4〕質問3で「よく話題にした」「ときどき話題にした」と答えられた方におたずねします。  
話題にされたのはどんな問題ですか。多かった順にすべて選んでください。

- ① 同和問題
- ② 女性に関する人権問題
- ③ 高齢者に関する人権問題
- ④ 障がい者に関する人権問題
- ⑤ 子どもに関する人権問題
- ⑥ 在日外国人・出稼ぎで来た外国人に関する人権問題
- ⑦ アイヌに関する人権問題
- ⑧ HIV感染者やハンセン病患者に関する人権問題
- ⑨ 性的マイノリティに関する人権問題
- ⑩ 刑を終えて出所した人に関する人権問題
- ⑪ 犯罪被害者に関する人権問題
- ⑫ その他の人権問題（具体的に： \_\_\_\_\_）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

13

※性的マイノリティとは、同性・両性愛者や、性同一性障がい者などの性的少数者のことをいいます。

〔質問5〕あなたは、現在の日本の社会に人権問題があると思われますか。

(1) から (10) のすべてについてお答えください。

(1) 女性に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

14

上記(1)で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

<1>女性の人権が尊重されていないと思われるのはどんな場面ですか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の考え方
- ② 職場での待遇
- ③ 職場や交通機関での性的いやがらせ(セクシャル・ハラスメント)
- ④ 夫や恋人による暴力(ドメスティック・バイオレンス)
- ⑤ 風俗産業・売春・買春
- ⑥ 雑誌や広告などによる女性のヌード写真の掲載
- ⑦ 婦人・未亡人・女教師のような女性を指して用いられる言葉
- ⑧ その他(具体的に: )

--	--	--	--	--	--	--	--

15

<2>女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思われますか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 女性が働きやすい社会制度・環境を整備する。
- ② 行政や警察の人権相談の窓口を充実させる。
- ③ 女性の人権を守るための広報・啓発活動を推進する。
- ④ 職場や組織で重要な地位への女性の配置を促進する。
- ⑤ 女性への暴力などの犯罪の取締りを強化する。
- ⑥ 男女平等の教育を徹底する。
- ⑦ マスメディアが報道内容に配慮する。
- ⑧ その他(具体的に: )

--	--	--	--	--	--	--	--

16

※マスメディアとは、ラジオ・テレビ・新聞・雑誌などをいいます。

(2) 高齢者に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。



17

上記(2)で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

<1> 高齢者の人権が尊重されていないと思われるのはどんな場面ですか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 高齢者が働く機会が少ない。
- ② 高齢者を狙う悪徳商法がある。
- ③ 病院・福祉施設での対応が不十分である。
- ④ 高齢者の意見や行動を軽視する。
- ⑤ 単身高齢者への生活に必要な情報の伝達が不十分である。
- ⑥ 家庭内での介護や看護において、いやがらせや虐待をする。

--	--	--	--	--	--

18

<2> 高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思われませんか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 高齢者への人権相談・介護相談を充実させる。
- ② 高齢者の人権を守るための広報・啓発活動を推進する。
- ③ 病院・福祉施設での対応を改善する。
- ④ 働いたり、ボランティアなどの社会参加の機会を増やす。
- ⑤ 高齢者に配慮した防犯・防災対策を充実させる。
- ⑥ 地域での交流を促進する。
- ⑦ だれもが暮らしやすい環境にする。
- ⑧ その他(具体的に： )

--	--	--	--	--	--	--	--

19

(3) 障がい者に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

20

上記(3)で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

<1>障がい者の人権が尊重されていないと思われるのはどんな場面ですか。

(この中からいくつかもあげてください。)

- ① 道路や建物などにバリア(障壁)がある。
- ② 就職・職場において不利益がある。
- ③ 障がい者の意見や行動を軽視する。
- ④ 地域活動などへ気軽に参加できない。
- ⑤ 見られたり、避けられたりする。
- ⑥ 賃貸住宅への入居が困難である。
- ⑦ 障がい者に対する理解が不十分である。
- ⑧ 結婚にあたって周囲が反対する。
- ⑨ その他( )

--	--	--	--	--	--	--	--

21

<2>障がい者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思われますか。

(この中からいくつかもあげてください。)

- ① 人権相談・福祉相談を充実させる。
- ② 障がい者の人権を守るための広報・啓発活動を推進する。
- ③ ユニバーサルデザイン、バリアフリーを促進する。
- ④ 地域活動への参加を促進する。
- ⑤ 就職の機会を増やす。
- ⑥ 障がい者へ配慮した防犯・防災対策を充実させる。
- ⑦ 福祉施策を充実する。
- ⑧ その他(具体的に: )

--	--	--	--	--	--	--

22

※ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、はじめからすべての人が使いやすく、暮らしやすい物づくりや社会環境づくりをしようとする考え方をいいます。



(4) 子どもに関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

23

上記(4)で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

<1>子どもの人権が尊重されていないと思われるのはどんな場面ですか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 保護者のしつけでの体罰を加える。
- ② 保護者が子どもを虐待する。
- ③ 子どもが他の子どもにいじめを行う。
- ④ いじめを見て見ないふりをする。
- ⑤ 保護者が希望する進路をおしつける。
- ⑥ 教師が生徒に体罰を加える。
- ⑦ 児童買春・児童ポルノなどがある。
- ⑧ その他 ( )

--	--	--	--	--	--	--	--

24

<2>子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思われますか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 人権相談・子育て・教育相談を充実させる。
- ② 子どもの人権を守るための広報・啓発活動を推進する。
- ③ 学校での体罰禁止を徹底する。
- ④ 校則・規則をゆるやかにまたは厳しくする。
- ⑤ 成績だけを重んじる教育のあり方を改める。
- ⑥ 教師の人間性や資質を高める。
- ⑦ 家庭内の人権関係を安定させる。
- ⑧ 子どもが独立した人格を持っていることを啓発する。
- ⑨ 児童虐待の早期発見に努める。
- ⑩ おとなが地域の子どもたちへの関心を持つ。
- ⑪ 児童買春・児童ポルノなどの取締りを強化する。
- ⑫ その他 ( )

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

25

(5) 在日外国人に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。



26

上記(5)で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

<1>外国人の人権が尊重されていないと思われるのはどんな場面ですか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 案内板や表示板等への外国語の併記が不十分である。
- ② 進学や就職・職場において不利益がある。
- ③ 外国人をじっと見たり、避けたりする。
- ④ 賃貸住居への入居が困難である。
- ⑤ 外国人に対する理解が不十分である。
- ⑥ 結婚にあたって周囲が反対する。
- ⑦ 外国人ということだけで犯罪者扱いする。
- ⑧ 永住外国人に選挙権がない。
- ⑨ その他 ( )

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

27

<2>外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思われますか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 人権相談を充実させる。
- ② 在日韓国・朝鮮人など、日本に永住する外国人への理解を深める。
- ③ 出稼ぎで来ている外国人(技能実習生など)への理解を深める。
- ④ 外国人の文化や生活習慣を理解する。
- ⑤ 支援ボランティアなどを育成する。
- ⑥ 外国人の人権を守るための広報・啓発活動を推進する。
- ⑦ 外国人との交流の機会を増やす。
- ⑧ 永住外国人に選挙権を与える。
- ⑨ 法律から就職における国籍条項(外国人除外の規程)を削除する。
- ⑩ ヘイトスピーチ規制法の主旨を周知徹底させる。
- ⑪ 外国人が暮らしやすい環境にする。
- ⑫ その他(具体的に: )

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

28

(6) アイヌの人々に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

29

(7) HIV感染者、ハンセン病患者等に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

30

(8) 性的マイノリティに関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

31

(9) 刑を終えて出所した人に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

32

(10) 犯罪被害者に関する人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

33

(11) インターネットにおける人権問題について

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

34

(12) 前ページ(11)で「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。  
 インターネット上で、どのような人権問題があると思われますか。  
 その内容について、つぎの中から選んでください。

- ① 特定の個人に対する名誉・信用の毀損、侮辱。
- ② 個人情報の無許可での漏洩。
- ③ 部落差別や在日外国人、社会的弱者に対する差別的な書き込み。
- ④ その他(具体的に： )

35

〔質問6〕あなたは過去3年間、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。

- ① あると思う。
- ② ない。
- ③ わからない。

36

〔質問7〕上記質問6で「ある」と答えた方におたずねします。

(1) どのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。その内容について、つぎの中から選んでください。  
 (この中からいくつでもあげてください。)

- ① うわさ、悪口、かげ口
- ② 仲間はずれ、嫌がらせ
- ③ 名誉・信用毀損、侮辱
- ④ 差別待遇
- ⑤ 職場での不当な待遇
- ⑥ プライバシーの侵害
- ⑦ 夫、恋人による暴力(ドメスティック・バイオレンス)
- ⑧ セクシャル・ハラスメント(職場などでの性的いやがらせ)
- ⑨ ストーカー行為(つきまとい行為)
- ⑩ 虐待
- ⑪ 悪臭・騒音などの公害
- ⑫ 信条・性別・生まれなどの理由での不平等、または不利益な扱い
- ⑬ その他(具体的に： )

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

37

(2) その時どのような対応をされましたか。  
(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 友だち・同僚に相談した。
- ② 家族や親族に相談した。
- ③ 職場の上司に相談した。
- ④ 弁護士に相談した。
- ⑤ 法務局または人権擁護委員に相談した。
- ⑥ 町役場に相談した。
- ⑦ 警察に相談した。
- ⑧ 民間団体に相談した。
- ⑨ 自分で解決した。
- ⑩ 何もしないで我慢した。
- ⑪ その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

38

〔質問8〕 職場や地域、家庭の中で同和問題やさまざまな人権問題について  
差別的な言動が出たとき、あなたならどのようにされますか。

- ① 自分で差別のまちがいを説明する。
- ② 説明する自信がないので、そのままにしておく。
- ③ 自分には関係のないことだから、そのままにしておく。
- ④ 相手の意見にあわせてしまう。
- ⑤ その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

39

〔質問9〕 結婚は二人の合意により成立することになっていますが、現実には  
いろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがありま  
す。このことについて、あなたはどのように思われますか。

- ① 当人同士の合意があればよい。まわりの意見に左右されるべきではない。
- ② 家族やまわりの人の意見も無視できないが、当人同士の合意がより尊重されるべきである。
- ③ 当人同士の合意も無視できないが、家族やまわりの人の意見がより尊重されるべきである。
- ④ 当人同士の合意より、家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである。

40

〔質問10〕あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃でしょうか。

- ① 子どもの頃（18歳以前）
- ② おとな（18歳以後）になってから。
- ③ いつ頃知ったのか、覚えていない。
- ④ 今も知らない。

4 1

〔質問11〕上記質問10で1・2・3と答えられた方におたずねします。  
あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけはつぎのうちどれですか。

- ① 家族や、親戚の人から聞いた。
- ② 職場の人から聞いた。
- ③ 近所の人から聞いた。
- ④ 本を読んで知った。
- ⑤ 新聞などマスコミで知った。
- ⑥ 学校の友だちから聞いた。
- ⑦ 学校の授業で教えてもらった。
- ⑧ その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
- ⑨ はっきり覚えていない。

4 2

〔質問12〕部落差別は今もあると思いますか。

- ① あると思う。
- ② 少しはあると思う。
- ③ ないと思う。
- ④ わからない。

4 3

上記質問の部落差別について「ある」「少しはある」と答えられた方におたずねします。

<1>部落差別があるというのはどんな場面ですか。

（この中からいくつでもあげてください。）

- ① 結婚
- ② 就職
- ③ 進学
- ④ 居住地を聞かれたとき
- ⑤ 職場でのつきあい
- ⑥ インターネットでの書き込み
- ⑦ 落書き
- ⑧ その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

--	--	--	--	--	--	--	--

4 4

<2> 部落差別があるのは、何に原因があると思われますか。

(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 同和地区の生活実態が低い水準にあるから。
- ② 同和地区に対する偏見が強く、町民の人権意識が低いから。
- ③ 同和地区住民の努力が足りないから。
- ④ 同和問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから。
- ⑤ 差別を禁止する法律がないから。
- ⑥ 差別意識をなくすための教育・啓発が不十分であるから。
- ⑦ 国や県、町の取り組みがまだまだ弱いから。
- ⑧ 同和地区だけに特別な対策を行ってきたから。
- ⑨ 世間では同和問題に関する話題を避ける傾向にあるから。
- ⑩ その他(具体的に: )

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

45

〔質問13〕 あなたの家族が、同和地区出身の人との結婚を考えていたら、あなたは  
どうしますか。

- ① 結婚に賛成する。
- ② 結婚に反対する。
- ③ 本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる。
- ④ その他(具体的に: )
- ⑤ わからない。

46

〔質問14〕 同和問題を解決するために行われてきた同和地区の環境改善、  
学校教育、社会教育の充実、雇用の促進など「同和行政・教育」  
について、どう思われていましたか。

- ① 部落差別をなくしていく効果があった。
- ② 部落差別の解決に一部効果があったが、差別意識は残った。
- ③ 部落差別の解決に効果はなかった。
- ④ その他(具体的に: )
- ⑤ わからない。

47

〔質問15〕あなたご自身と、同和問題とのかかわりについて、どのようにお考えでしょうか。あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

- ① 同和問題は同和地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく。
- ② 同和問題は日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく。
- ③ 同和問題は自分と直接は関係ないが、日本の社会問題であり、だれかしかるべき人が解決してくれると思う。
- ④ 同和問題は、同和地区の人たちだけの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う。
- ⑤ わからない。

48

〔質問16〕部落差別は、そっとしておけば自然になくなるという考えがあります。あなたの考えをお聞かせください。

- ① 自然になくなる。
- ② なくなる。
- ③ わからない。

49

〔質問17〕同和問題を解決するために、あなたは何が大切だと思いますか。  
(この中からいくつでもあげてください。)

- ① 町民が同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力すること。
- ② 行政が問題解決のため積極的に努力すること。
- ③ 同和地区の人が固まって生活しないで、分散して住むこと。
- ④ 自然に解決するのを待つこと。
- ⑤ 同和地区の人が同和問題の解決をめざして努力すること。
- ⑥ その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
- ⑦ わからない。

--	--	--	--	--	--	--

50



〔質問18〕人権を育てていく家庭や、地域づくりについておたずねします。  
あなたは家族や地域でどうされていますか。

- ① 家庭や地域で人権についていつも話し合っている。
- ② 家庭や地域で人権について時々話し合っている。
- ③ 家庭や地域で人権について話し合ったことがある。
- ④ 家庭や地域で人権について話し合ったことはない。
- ⑤ 家庭や地域で人権について話し合う必要はない。
- ⑥ その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

5 1

〔質問19〕国際化社会といわれる今日、人権問題は重要な柱となっています。  
あなたは人権についてどのようにお考えでしょうか。

- ① 人権問題への取組みは、制度として必要である。
- ② 人権問題への取組みは、人を思いやることだから必要である。
- ③ 人権問題への取組みは、わがままな考えだから嫌いだ。
- ④ その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

5 2

〔質問20〕毎月発行の町広報に人権啓発記事「人権の視点」を毎回載せて  
いますが、あなたは読まれていますか。

- ① いつも読んでいる。
- ② 読んだり、読まなかったりする。
- ③ まったく読んでいない。
- ④ その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

5 3

〔質問21〕人権侵害について、日本では法務大臣から委嘱された「人権擁護  
委員」の制度があります。大崎上島町には4名の人権擁護委員が  
おられますが、その方たちの名前をご存じですか。

- ① 知っている。（ \_\_\_\_\_ 人）
- ② 知らない。

5 4

〔質問22〕あなたは人権問題の解決のためにどのようなことをしようと  
思いますか。

- ① 日常生活の中で何かできることを考え、できるところから行動  
したい。
- ② 自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない。
- ③ 自分ではどうしようもない問題なので、だれかしかるべき人に  
解決してほしい。
- ④ 自分とは直接関係のないことだと思う。
- ⑤ その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
- ⑥ わからない

5 5

最後に、人権問題や教育・啓発活動についてのご意見や人権問題にかかわるあなたご自身の体験などがありましたら、自由にご記入ください。


ご協力ありがとうございました。

※お手数ですが、別紙の返信用封筒に入れていただき、9月15日（木）までに近くの郵便局またはポストにご投函くださいますようお願いいたします。

大崎上島町  
人権問題に関する住民意識調査

---

2017年3月

編集・発行 大崎上島町 住民課  
人権・広報統計係

〒725-0403

広島県豊田郡大崎上島町東野 6625 番地 1

TEL:0846-65-3114 FAX:0846-65-3198

印刷・製本 堀印刷所

---